

十團子といふ一杓子にかならずめらうなどにすくはす〔古今夷曲集〕駿河國宇都山にて團子賣もの、酌子もて必十つ、すくひあくるを見て藤原雅「すくひやう其名たがはぬ十だんを酌子定木もかたの有り又藤原「十だんを十づ、十のくひぬとも幼き口にあかんものか、後に是を數珠のやうに緒につなきて賣れり〔東海道名所記〕十團子その大サ赤小豆ばかりにして麻の緒につなさいにしへ十粒を一連にまける故に十團子と云ならむ明曆萬治のころはやくかやしと人もめでさしなるべし

西鶴が〔諸國咄〕に長崎半左衛門がひしやくの曲つくしを名譽とおもへ、北京のこり木町に若い者共集りて東ね木山の如くつみかさね下より三間も高き上より茶が呑たいといよめ、天目に入ながら投るも少しもこぼさず取事幾度にもあふなからず又近江の湖にて白鬘の岩飛よし野の瀧おとしはみな煉磨なり飛鳥井殿のえはし付の鞠をみて油賣一升はかりて錢の穴より雫も外へもらさず通しけるとかやたとへ無筆なるもの將基の駒を書に同じ

〔二曉庵談話〕といふものに薩州の畫師木村靜隱寶曆中七南的の能學寺の住持にて隱居して荒田八幡邊藥師堂後に庵をかまへ居られ候茶湯すきにて柄杓に水を汲釜の内に投入るゝに露ほこぼさず能えなれたり故に南的の投柄杓と申傳候又美濃國の或門徒寺の住持末座より上客の杯うけたる經文なき、讀不申、やうなる徒事〔酉陽雜俎〕に建中初河北の軍將夏姓なる者あり於新泥牆安棘刺數十聖爛豆相去一丈、一々擲豆實於刺上、百不差一、〔宇治拾遺物語〕慈慧僧正戒壇つきたる條上畧僧正のいはくいかなるともなし、かいはさまれぬやうやあるへきなけやるともはさ

みくひてんどありければいかてさることあるへきとあらかひけり云々煎豆をなけやるに一間ばかりのきてる給へて一度もおとさずはさまれけり見るものあざますといふことなし、柚のたねのたい今まほり出でたるをませてなげてやりたるをぞはさますべらかし給ひたり、これとおとしもたてず又やがてはさまとめ給ひける

擲倒てんぐり返り、蜻蛉かへり、翻筋斗、杉立、 枕の曲 枕踊枕拍子 扇の曲

〔和名抄〕〔楊氏漢語抄〕云擲倒利名賀倍とあるを何伎とも人のあらぬにやこのこといひたるを見ず今按るに俗にでんぐり返りなどいふたぐひすべて身をうち返るわざをいふ也このわざにさまざまありとんぼがへり蜻蛉の飛さまをいふ先へさしてゆき仰に返りうつをいふもんどりといふ是なりでんぐり返りの俯して返るをいへと手を地につくにやあらん手をつかんで返るを宙がへりと云されど廣くいもんどりうつをも宙がへりといへり〔懷子〕重頼とんぼうや程の雲に中かへり〔温故集〕に乙由「つばくらや何をわすれて中かへりなどあり又車がへりの身を横になして返る毎に手の地につきてつゝけさまに返ること車輪のめぐるやうなるをいふ漢土に翻筋斗といふこと諸書に載るところすこしつゝ、異同のあれ共大かたの手下につきて返るわざ也、かものさまゆるやかなる様なり〔教坊記〕に少頃縁長竿、倒立尋復去手久之垂手翻身而下おほよそこれらのさまなり此伎はしめり杉立なり手を放つ時の足にて竿に下れるにや杉立の越後獅子のする伎なり〔犬子集〕に三輪山て杉立するや春霞〔鷹筑波集〕に獅子舞の和國にありつきて見てもみあかね三輪の杉立〔洛陽集〕杉立や赤熊

擲倒
でんぐり返り
蜻蛉返り
宙返り
車返り
翻筋斗
杉立

かけたる下紅葉我越後獅子の舌書にも見ぬものなれとかくあれば古くも諸國をありきたるにや但しひとり舞の獅子あれその伎なる歟

つゞり

猿返り

板落

枕の曲

枕踊
枕返り
扇の曲

〔著聞集〕に侍従大納言成通卿の鞠の藝をいへる條に鞠を足にのせて山からのもとよりうつやうに飛かへられたり云々輕捷たぐひなき人とみえたり

猿かへりといふも彼か左右前後自在に返るをいふなり〔寛永發句帳〕にさる返りみてや立くるとりのとし〔東京夢華錄〕鴛登實樓諸軍呈百伎一條に兩々出陣格闘、作奮刀擊刺之態、百端訖一人棄刀在、就地擲身、皆著地有聲、謂之板落云々この板落といへる、宙返りなり筋斗の勢すくなく板落はいたく勢ひあるさまにやさてこの戰鬪の學ひ、今歌舞伎のタテといふものに似たり〔文選三都賦〕注に孫荊王能反腰帖地、脚得席上玉響、これも今ある戲なり

〔櫻草〕に若き人たちよりあひて遊ぶ中に一人木枕をおほく集めてかさねあげ手にすゑ右左へわたす人のこのひところよりさる又二ツ手にすゑいかはとも自由にかへすこぶしうをかしかいなかたくだりきりくどまはしなとして色々のたはむれをする〔後撰夷曲集〕芝居にて枕返しの曲を見て「腕をまげ枕がへしをする人の樂いその腕にありなん之成〔一代男〕に「よもすがら夢もむすばす枕をどり云々」是ハ枕拍子ニ〔諸艶大鑑〕に女郎交りの枕踊といへるもたなし其碩が「色三線」に枕返し扇の曲この枕ハ上ニ昔堺町に此わざにて芝居をはれり慶安二年巳三月晦日堺町上るり座の手形出したる中に枕返し善次郎武藏とあり

嬉遊笑覽卷五上

- 宴會 設樂擊 拈遊 執轉提 志でのたをさ 自墮落 梅花宴 花宴 蓮葉宴 萩
- 花宴 菊宴 曲水宴 竟宴 尙齒會 短冊切 褒貶和歌會 惺窩講筵式 無禮講
- 汗講 碗飯

宴を〔日本紀〕にうたげと訓る、拍上の義にて手をうち遊ぶことよりいへるなり弘計天皇の室壽し給ふにも手掌摺亮拍上賜とあり〔續日本紀〕神護景雲元年八月乙酉、參河國言、慶雲見、屈僧六百口、於西宮寢殿設齋、以慶雲見也、是日緇侶進退、無復法門之趣、拍手歡喜一同俗人、また〔日本後紀〕延曆十八年春正月丙午朔、皇帝御大極殿受朝、文武官九品已上蕃客等各陪位、減四拜爲再拜、不拍手、以有渤海國使也、云々、〔竹取物語〕にうちわけあそぶ又〔榮花見えたり〕のうたげは物語、藤原の君の巻に七日七夜とよのあかりしてうちわけあそぶ又〔榮花物語〕にも處々に見えたり、〔伊勢内宮年中行事〕六月十七日、從酉刻許、鳥名子等、參候瑞垣御門外方、擊志太良、叩手也、謳歌件之中、シタラウトテカノタエハウチハンヘリナヲヒハンヘリヲヒニヤセンタスキニヤセンイサセン、タカノヲニセン又云シタラハシリウチ大津ノ濱へ行ハアフモノカハメタチコカムサ云々歌雖多不委記云々酒酣をたけなはと云もうたげなかばの約まりしと本居の説なり美濃國の俗によめ入の時聳なる者婦翁のもとに始て行を宇茶下と云ふ是うたげの古言の遺れるなりと云り又相州津久井なとにて、新よめ知るべの方へ始めて行に紙に茶を少し許りひねり包にして持行習ひなりこれハ宇茶下より轉

舞
設樂
設樂

し來しにや鳥名子(トリコナ)舞といへるもの伊勢神宮に古來よりあることにて他所にいつてなし此神事の今もあ
りどぞ設樂延喜式伊勢大神宮式に鳥子名子鳥童男童女十八人裝束青摺衣裳云々見えたりと見えたり設樂をたたらと訓るハ友人太田全齋
云設轉音セツテンの韻會に叶式質切設の舌内音なる故に樂字の發聲と連りてツの韻をタに呼な
りといへりさもあるべしまたらうちといふたらし撃にて垂うちの義なり砧打にもあて打と
云こと有り作庭記に雨ふたりのあたる處に石を立べからず云々義經記四土佐坊よしつ
ねの討手にのはる條白布を以てまやうをこしらへてえはしにあてを付させはうしにいと
きんにあてを付ひかせ云々見ゆ垂をシデと訓ハシタルを約めたる言なりタレハデと切る
萬葉十に垂柳また十一に四垂尾など有にて知べしシタルハ繁垂の意なりタリタルハ自
ら然る也タレタルハ物を然するなりタレハ令垂タルハ令垂なり凡て活言ハ皆此差別
あるとなり後世に四手と云ふ物の此用語を體語にして名とせるなり天慶八年の頃京洛の間
に訛言ありて東西の國より諸神京に入るといひのしるることありて其月に攝津國司解官裁
を申し請て言上す神興三前志多良神と號し數百人是を昇幣を捧げ歌舞す道俗男女會集して
山を動す其歌曲に月笠着留八幡種時久伊佐我等波荒田開天志太良打天止神波宣末不云々と百
練抄又外記日記等に見えたり本文繁きによりて
撮要してあるすこの志太良撃の歌に田をうつことを云るに
てもまだらの意辨ふべし又小兒の戯嬉に手打くといふもこれなり遊學往來に戯れこと
をならべ擧たるに石子持遊とあり按るに持字志太良にかなはず是持字の誤なり持の拵と同
くて拵手也と注わる字なれば義をとりて持遊と書るもの也又梅村載筆に震動雷電とか

持遊

まだらでん

きてまだらでんとよめりとみゆ何に出たるか興ある書さま也書言字考これをとらると
見えて震動雷電注云三河國俗謂迅雨疾雷爲設樂田といへり櫻草に五月雨や山鳥の尾
のまだらでん寛永中の發句なり又忠臣藏といふ院本に鐵炮雨のまだらでんといへるハ
是なりもとよめき噪ぐことおれば雨の音になぞらへてもいひ又田をうち返すさまをい
へり又按るに源平盛衰記に知康ハくきやうのあていひの上手にてつゞみ判官と異名を呼
けりとみゆあていひ沙石集に執轉提と書り和訓栞に師手弟と
鼓その外種々あれ共大かた椗にて撃ものなり故に手あてうつ鼓を呼てまていといふ今
今いっみさだにいへば手にて打つハ今いっみさだにいへば手にて打つハ今いっみさだにいへば手にて打つハ
の事さなるハ行はるハによりてなり小鼓をいふなるべし執轉提も假字かきにて字義にのよらず
是またらうちの義なるへしシッテンハなご云ふ皆つゞみの聲なり
また按るに杜宇をあてのたをさといふ古今に敏行ハくくの田とつくれ袖中抄に賤の田長也
郭公ハ糊農の鳥にて過時不熟と鳴なりといへり彼ハ不如歸と啼ハ物に多くみ又あてを死出の山と
いふ説もあれと田長といふをおもへばあてうつ田のみなるべし袖中抄の説ハ田長をささらん
蜀魂のたにハかなへれども田長枕雙紙ほどさすよおれよかやつよおれなきよおれなきぞ
ハ死出の山によしもなきことなり蜀魂のたにハかなへれども田長
われハ田にたつ源氏夕顔卷手をたさきたまへばやまひて答ふる聲いとうとまし人ハあき
いつけてまいらぬとあるハ手をたさきたまへばやまひて答ふる聲いとうとまし人ハあき
因に云俗にまだらなしといふことこの誤ハよくわかりたることながら童蒙の爲にいはいはむ件ウケル
の
またらとおもひ混ぶべからず是ハ自墮落の字音なりされハ自墮落なしとい通せぬ言なれば

執轉提

あてのた

まだらな

おだらなどいふべきことなり冥加などいふべきをめうがなしと訛れると同じ義なり此類いと多し

梅花宴

梅花宴〔續日本紀〕天平十年秋七月癸酉云々、晚頭御西池宮、因指殿前梅樹、勅右衛士督下道朝臣眞備及諸才子曰、人皆有志、所好不同、朕去春欲翫此樹、而未及賞翫、花葉遽落、意甚惜焉、宜各賦春意、詠此梅樹、文人三十人、奉詔賦之、因賜五位已上、絶二十疋、六位已下各六疋、また〔續日本後紀〕承和十二年二月戊寅、天皇御紫宸殿、賜侍臣酒、於是攀殿前之梅花、挿皇太子及侍臣等頭、以爲宴樂、とあり

花宴

花宴〔類聚國史〕弘仁三年壬辰二月辛巳、幸神泉苑、覽花樹、命文人賦詩、賜祿有差、花宴之節、始於此乎、〔後撰集〕第三卷、寛平御時櫻花園ありけるに、雨の降り侍りければ藤原敏行朝臣、春雨の花の枝より流れ、猶、そのれめ香しやうつる

蓮葉宴

蓮葉宴〔續日本紀〕寶龜六年八月癸酉、始設蓮葉之宴、

萩花宴

萩花宴〔續日本後紀〕承和八年八月庚寅、上内宴清涼殿、號曰芳宜華譚、その外〔日本後紀〕大同三年六月甲子、禁中有一株橘樹、凋枯經日、生意既盡、忽生花葉、楚々可愛、因茲右近衛府奉獻宴飲、賜物有差、と有なごの非常の事也、

菊宴

菊宴〔大鏡〕菅原のおと、右大臣の位にておはします云々又筑紫にて九月九日菊花を御覽しけるついでに又京におはしましたし、時九月のこよひ内裏にて菊宴有しにこの大臣作らしめ給へる詩を帝かしく感じ玉ひて御衣賜はり玉へりしを筑紫までくだらしめ給へりければ御覽するにいと、そのをり思めしいで、つくらせ玉ひける去年今夜侍清涼云々菊宴の

吹花節

事の猶諸書に出たり重陽に菊の花を酒盞に浮めて其酒を飲に花を吹てかたよせて飲ことには吹花と云こと唐にもふるくよりありと見ゆそれ故九月を吹花節と云へり〔散木集〕など

曲水宴

曲水宴〔萬葉集十九〕天平勝寶二年三月三日宴、中納言家持「から人も舟をうかべて遊ぶとふ今日ぞ我せこ花かつらせよ〔六百番歌合〕後京極攝政「散花をけふのまどゐの光りにて浪間にめぐる春のさかづき已下界

竟宴

莊子竟宴日本紀竟宴等の竟宴の帝その書に委しき時の博士より其書の義をうけ讀せ給ひて其業竟れる時博士に厚く賜物あり其他諸臣に其書中に載る所の事をとり出て詩また歌に讀せ給ひ管絃杯酌ありて何れも祿を賜る事差あり新古和歌集竟宴などもあり〔拾玉集〕にみゆ

尙齒會

集會、尙齒會〔白氏文集〕に九老圖を爲りたる事ありこれの白居易暮節浮屠に感ひ輩を食はず香山居士と稱し常に胡果が輩皆高年にして官仕せざる人々と燕樂す世人これを慕ひて九老圖を畫けりとぞ宋元豐五年文潞公も彼九老會を慕て洛中公卿大夫年徳高き者を集て耆英會をなす齒を尙ひて官を尙ばす其會に預る者凡十三人後また同甲會をなす像を資聖院に疎く同甲會の同年の人を集めて宴會をなす事也本朝にも尙齒會の度々有けるよし〔著聞集〕にみえたり同甲會といふ事の未だ聞ず菅原是善公貞觀年中に白氏が跡を躡て尙齒會あり〔本朝文粹九〕菅相公尙齒會序あり、其内に樂天盧胡六叟を招き宴集し名づけて七叟尙齒會とす其畫本朝に「尊傳へきしと見てその舊蹟に續よしいへり九老圖にあらざるハ誤リ

同甲會

卿贊筆に古語郷黨叙齒亦爲同類者言之耳頃有一友舉尙齒會貴賤混淆備類錯雜非特不雅觀殊失古人禮意都少卿穆曰考之禮一命齒於鄉再命齒於族故同輩叙齒可也苟非其人而亦以齒尊之不幾於失禮乎藍田呂氏鄉約曰非士類者不以齒斯言爲得之矣○延曆年中法皇御寶算七十の御時尙齒會に准せられ堂上地下の高壽の人を召る中にも岸本壽賢の針醫其頃百有餘歲當座に御苑松を賦し聖壽を祝し奉る詩あり此人元文の頃まで存命にて百廿餘歲とかや近ごろ長壽の聞えたる者の渡邊幸庵なり此人寶永五年十二月谷中感應寺の隣なる草庵にて尙齒會をなす其時幸庵百二十七歳にて上座たり長生殿裏不老門前の二句を書て壁上に懸即幸庵が筆也此人仕官の時さまく功あり仕を辭して後使船に隨ひ西土に渡り天竺阿蘭陀までも經めぐり四十餘年殊域に在て歸郷したる時九十九歳また諸州を徘徊する事十年にして武州大塚に居れり天正十年壬午駿河國に出生し寶永八年辛酉百三十歳にて没す幸庵物語を記せる物あり正徳の頃幕府の士生島幽軒八十賀に老人七人集會志賀瑞翁百六十七歳とを京保中頃の百八十歳ばかりにて存命のよし三河國百姓滿平寶飯郡水泉村の百姓なり慶長壬寅年生れ寛政八丙辰年百九十四歳享保年間江府に參り御米を賜ふ今茲丙辰年復まいれり享保の故事の如しと云ふ滿平子孫みな長壽曾孫に此時百歳に近きものありとぞ

短冊切會

短冊切會〔老人雜話〕に五山の太詩會を短冊切と稱す南禪寺傳長老の時短冊切の會あり龍山雪といふ題にて詩を作る其後絶てなし會の式云々引合の紙を廣さ短冊に切て三枚重ねて面

々の前に硯筆墨架水滴など盡して面々に供す詩成て草稿を一座の衆廻し見て後淨書して座右の文臺にのせ其後五岳より一人宛出て吟ず五岳の吟聲各異なり詩事終て大饗あり亂舞酒宴夜に入とぞ

褒貶和歌會

褒貶和歌會〔太平記二〕一條中將爲明卿の歌道の達者にて月の夜雪の朝褒貶の歌合の御會に召れて宴に侍る事隙なかりしかバ云々又千劔破軍の條あるひの百ふく茶はうへんの歌合なとをもて遊び夜をあかす〔尺素往來〕當座衆議判の詩歌合興行云々衆議判も又貞徳が〔歌林雜話集〕に有時中院入道殿へ靈山の褒貶の會に御出座ある様にと長嘯公より申つかはし給ひけれバ其のめづらしき雅遊なりとて云々比の慶長六年九月十三日兼題の月照、菊名所月、月前戀、此三首の和歌にて侍りし凡歌合にの左右をたて、難陳あり褒貶の會にの獨々此歌にの此難あり此ことばの古しなど、神妙に取さた有てこそを、られてもほめられても殊勝の會席なるべけれ此靈山の會の人数の連歌をさへはかくしくえせぬいやしき下臈どもにてたゞ長嘯公の御歌一首筆者の左兵衛と申す者ひそかに尋ちり是をさへ褒つれば跡のみなよしわしに拘らずきたなくのみいひちらし侍る云々いへりみやびたる和歌の會も時に隨ひてさぞとおもひやらる〔老人雜話〕に禁中信長の時より興隆すといへども太閤の初め迄のいまだ微々なりやむことなき歌の會など有に三方のあく迄黒きにころくとする赤小豆餅をのせて出されたり然れ共歌の今時の人に十倍すと見ゆ

又〔歌林雜話集〕に道春始て論語の新註をよみ宗務太平記をよみ丸にも歌書をよめと下京の

惺窩講筵

無禮講

隨意講

汁講

友す、めしによりなれの思案もなく百人一首つれ、草を人の發起もなきに群集の中にて大事の名目などを讀ちらし侍云々〔惺窩文集〕に道春の惺窩行狀の中に慶長十八年秋奏白て庠序を洛中に建て生徒を教授せむとす妙壽院を爰に置むが爲なり許を蒙りしかども元和四年の事ありて果さず明年九月十二日先生卒せらる論語をよまれし此より後の事とみゆ〔同文集續纂〕の内に講筵於式書、以賜、立同、一祝髮之徒者可衣十德、蓄髮之人者可着袴肩絹、是亦我邦俗禮百行之一也、三則なり

無禮講〔太平記〕にその交會遊宴の體見聞耳目を驚せり獻盃の次第上下をいはず男のえぼしを脱で髻をはなち法師の衣を着ずして白衣になり年十七八なる女の盼かたち優に膚ことに清らかなるを二十餘人すしの單計りをきせてまやくをとらせけれハ雪の膚すきとをれり云々人の思ひ咎むる事もやあらんとて事を文談に寄せんが爲に其頃才覺無雙の聞え有ける玄惠法印と云文者を請じて昌黎文集の談義をぞ行はせける〔宋書五行志〕晉惠帝元康中、貴遊子弟相與、爲散髮裸身之飲、對弄婢妾、逆之者傷好、非之者負譏、希世之士、耻不與焉、〔醒睡笑〕に老僧小僧兒若衆いひ合せて隨意講のまはし始まれりある席にて兒汁の椀に酒をうけられたり後親の法師目をきつと見出しければ兒かほをおさへて、なむさんばう隨意かうい破れたよ

汁講〔甘露寺元長卿記〕に於、姊小路三位亭有汁また内藏頭有、招事汁張行〔貞徳文集〕明日御年寄衆へ當住之菜汁申候云々〔落穂集〕に小身なる武家質素なる事を云て綿服は勿論屋敷

廻り家居等之儀も構無之何ぞ肴の一種も求られ候へハそれを汁に申付近所あたりの心易き相番衆へ人を廻し飯をば食次に入膳椀を添て面々の宿元より持寄に致して給わひ被申其會合を名付て汁講と申事濟候となり〔桃源遺事〕に西山公御病中御前に相詰候者共に仰られ候ハ昔世に汁講といふ事ありその様子ハ客を請候とてハ其客銘々に飯をめんつうと云物などに入携へ來り亭主ハ唯汁一色のみこしらへ能時分汁を鍋のま、座敷へ持出うち寄賞翫もてはやして此外ハ何のもてなしと申儀一ツもなければも興に入咄し候由されハ儉約の儀ハ本より諸士及び百姓町人までかたく相守るべき旨度々由斷なく申渡事にて候へとも治世故にやま、奢り容請候節分限に過て甚美麗を致候由相聞え候夫に付大森典膳西山にての汁講御家老なりを再興仕れり其方共も巡々に興行仕候ハ、自然と城下及び領内にも廣まり美麗なる振舞相止可申かと思召候由仰られ候

近來書畫會所々の料理茶屋に於て催すこと四時絶ることなく盛りに行はる其卑俗なること御法度のはな會とて小歌上るりをどり子供の名弘めに異ならず年中其事にか、つらひて興行をなす者のハ菊池五山大窪天民が輩なり馬喰町の扇面亭なども狂歌會の催主占正が輩をたのみ扇を賣に出しが書畫にも出はじめ其會になれて此會催す者のハ必扇面亭五山を頼みて催さねばならぬやうになりたり

碗飯〔源氏物語〕中の君産養の處大將殿よりとんしき云々わうはんなどハよの常のやうにて〔江次第〕に調、碗飯居其盤と見えまた〔東鏡〕に獻、碗飯といふ事あまた記せり何れも碗飯さある

わうばん
ふるまひ

ハ誤なり宛字を書へし宛ハ「玉篇」に烏管切あり音わんなり「字彙」に飯器ミ注後世わうばんふるまひとて節
 振り宛字に通はせて宛字を用ひしなるへしされど合子のひき入にハ有べからず
 振舞などの儀とす節の節會をいふハ今昔物語に梅花いと謹くさき爲いと花やかに世中今め
 かしく所々節供参り云々節供といふべきを今節句と書て又五節句などいひて氣節の句きり
 のやうに思へるハ非なりハ室町日記十三織田信長正月五日節振舞あるべしと佳例にまかせ
 諸侯をわつめ玉ふ云々ハ俳諧御傘おせちとばかりするハ春なりこれハ天下の地下人正月に
 親類ども振舞を申つけたる俗言なれど不及是非春に用ハ昔々物語五六十年の昔ハ眞享天和
 大身小身衆ハ不及申下々輕き者一人も召仕ふ程のものハ町人迄も正月ハ腕飯振舞とて
 親類縁者子供不殘呼よせ夫々分限に應じ結構にして目出度壽を謠ひ酒盛してあそぶ是遊
 ぶ計に非ず年中遠々敷打過たる親類も此腕飯の振廻にハ年中第一の祝儀なれば不洩集る
 又不通不和にして過し親類親き方ハ詫して此腕飯より寄合の人数に交るなり又誰の子息最
 早年高らるハ間今年ハ縁組可然又誰の息女ハ當年中に縁邊如何様の方望に候哉家古ひた
 る人ハ當年ハ御普請可然などハ年中大形の相談初としきけんよく遊びけるなりハ庭訓往
 來三月七日條厨宛飯と連ねていへり厨ハ臺所のことハ非ず饗膳をいふ古注厨膳とて結
 構し嚴る膳なり領主入部の時百姓之を拜することなり宛飯も同前とあり按るにハ後三年合
 戰物語に永保三年の秋源義家朝臣陸奥守になりて下りけるに眞衡新司を饗應せんことを
 いとなむ三日厨といふ事あり日毎に上馬五十匹なむ引ける其外金羽あざらし布のたぐひ數
 ちらずもて参れり云々

厨膳

日光責 天神講 大師講 伊勢代々講 ぬけ参 無情講 身うけ講 無盡講

日光責ハ閑際筆記に野州日光山ハ關以東の靈區なり云々土人古より食を望む人に強る事あり
 今ハ歳首祭日及大賓あれば少くこれを行ふ或人云日光の神ハ餓死の人となり故に後世是
 を行ふて神意を慰す若然らハ介之権火に死て世人寒食すると同日の譚歟といへり京師の人
 などハあやしく思ふにやハ惠空和尚徒然草参考不思議におほすへしといふ所に京邊に住人カ
 日光あたりの土民の其むかしにハ人に餉をふるまふとてひたせめにまひるといふ物がたり
 を聞に同じかるべし具原益軒ハ東路之記に日光山瀧尾に行路次をいひて瀧ありて上の高き處に別所とて食攻する
 りさいへり今も行て見るに別所といふ處にハかき器物を懸てあり食を強るこゝのみにあハ徒然草
 ちす江戸王子などにも強飯といふ事あり昔これ邊境の古風おのつから有しこゝなり何の故といふ事なしハ徒然草
 に田舎の人こそ色こく物はもて興ずれといへる類なり今も田舎人の飯酒など強るハ常にあ
 る事なり

日光責

強飯

天神講

大師講

天神講ハ尺素往來年始の帖に聖廟御参籠、舊冬御有増治定候歟然ハ今月中可被思食立候、法
 樂式目、可爲如何様候哉、天神講七座、并詩歌續歌一千首、和漢聯句千百韻、以內曇墨流等之短
 策懷紙、七晝夜中、可被果遂之條可然候、松陰預設座、梅風自添韻、可催講席時興者乎云々、
 大師講ハ貞徳文集六月四日帖今日ハ比叡山延曆寺之御開山傳教大師御忌日候昔ハ大師講
 として都鄙讓滿崇敬仕候得共天台佛法令衰微人皆不信心成末世作法中々可申様無之候
 公事根源曰是ハ傳教大師の忌日なり勅使登山の儀ありと有り十一月廿四日の大師講ハ天台智者大師の
 佛譜季よせにハこれハ六月會また長講會といへり忌日なり在家にも赤小豆の粥を手向く

板を見廻る内大きな枕繪かき女の振袖生國備後の福山歴々なる人の娘參宮の道で仕ぞこ
ない男の廿五見ぬ事の咄しにならずとゑいや／＼の大見物立島の大夜着へ娘と男を上にし
て片わきに參宮の手みやげ并べたりとあるも古き其頃流布せし俗説によりし戲謔なる觀場
なるべし但しこのみにもあらず祝允明の「語怪」に往年袁州、有人家貧、與其妻妹私通、事頗露、二人憂自分疏、既
下山、各以爲謫、來而已、神固何知、行至山中、擲林薄僻處、行淫焉、久而不歸、家人登山覓之、得於林、則皆死矣、而其二陰
根、交接粘着不解、方知神譴以示、衆也、此又文政十三年おかけ参りはやり往來にて釣臺に人と載せて通りしハ男女交接
してはなれざる者を昇行なりと専ら風聞ありこれを尋るに大御番堀田甚兵衛といふ人の相番某召仕のおや方用人やうの
者）と呼ぶのみやの波にて怪我なれば歩行かなはず釣臺にて送りけることなりそれとあらぬこと風説たるなり
明和八年板參はやりし時銅脈が「勢多唐巴詩」といふ狂詩一巻ありみな參宮道中の詩なり、
或語我町御祓降、又言在所利生奇、

無情講

身うけ講

無盡講

乙州が「それ／＼草」正徳四年刻 近き頃貧賤無祿のやから無情講とて組々をさだめ少ツ、の懸錢
を集め其中に死の先だつものあればそのつみ錢を以て講中より合のべ送り不足なき程にと
り調ふ近こ此事大に流行リ木魚講と稱し大なる木魚に紐付けて首にかけてこれや
打ッ念佛をさなふれば其外これにつれて大聲に念佛してのべ送りするなり「入子枕」といふ草子に遊女
より合て身うけ講といふことすとありと／＼のひかたき事なるべし
享保二年十一月廿六日今度天野佐十郎儀無盡金を企其上金子之肝煎等致し逐電仕むさほり
たる儀共有之付て死罪被仰付是又神尾五兵衛神尾外記神尾彌五兵衛事無盡金の連中に罷
成追て掛金迄遣之侍の仕間敷儀に付追放被仰付明和の初ころ無盡講はやれり「寝惚文集」
明和無盡會稿序あり有花有實、造物者之無盡藏、而多金多錢頼母子之初會日也、故借茶屋則
引一文目之茶代、嫌遲參則除入時過之座圍云々又「太平樂府」に「自掛山子、每會出錢頻

花圍亦不中、空掛常綾身山子ハ江戸にてや 無盡の法その始の異なるものなり「見聞集三」聞しハ
今關西大坂塚にてのはやりもの關東江戸まで流行しいたのもし無盡と名付て貧なるもの有
徳なる者をかたらひ金を持寄座中へ出し百兩も二百兩も積置皆人札を入是を買取る有徳な
る者の貧なるものにかふ買はせ毎月の利足とるを悦び貧者の持たぬ金を得ることちし
て歡ぶはやりものなればいかなる人も五十口三十口無盡に入扱又無盡好む人達の壹人して
百口二百口もするなり江戸本石町四丁目の乳牛彦右衛門と云人の貳百廿口に入て無盡中を
かけまはり賣買に隙なしと愚老に物語せられしつれの人もかくの如くなるに依て町さわ
がしく是希代のためしなり老人是をみて申されけるハ己が有を有として貪らず是先賢のい
ましめなり夫無盡といふ事の貧なる者のたくみ出せる悪事なれば矛盾と名付たりしを此わ
ざ好む者が無盡と文字を書かへたり云々人の中あしき事をむじゆんといふ是により無盡の
ある年の必國にさわがしきことあり云々この歳元和元年なるべし 見えたり同意して行ふことを矛盾と呼
むこといかなり何れを其故ありしなるべし

○歌舞 田舞 田樂能さ 五節 ヒンサ、ラ 白拍子 曲舞大頭 猿樂散樂

新井白石の「樂對」に伊弉册尊かみさりませしを吹鼓幡旗をもて歌舞て祭る由「日本紀」に見
えたり此神ハ我國開闢の神にてましますを祭りまいらするに歌舞と云ことあらんに天照
大神の御時より猶さきの代に始れるかされどその祭りに歌舞を用ひしことも後代の俗に書

歌舞

神樂

きしも又あるべからずさればまづ神樂をもて本朝の樂の始とい申すなり庭火より朝倉其駒に至るまでの二十四回皆これ神代の遺風にて神を祭らるゝ時に用ひられし樂にてあるなり其餘の樂曲かれこれと國史に見えし處ありといへども其聲容の如き後世に傳れりとも聞えず殊舞八拍の舞田の舞指節の舞などいふこゝ國史に見え今按るに白石の説も誤れり先づ〔書紀〕の天磐戸の段に巧作俳優とあり〔古語拾遺〕に巧作俳優相與歌舞とあり〔古事記〕にいたゝ歡喜咲樂と云りさてこれいよの常の樂の意にあらざると見ゆ其故に〔古事記傳〕天若日子の喪屋を作り八日八夜遊ぶと云ふ處に遊ぶといふ管絃歌舞のたぐひを云て樂の字に當れり上代にの殯時にもむねと樂ひせしこと此外も古書にあまた見ゆ云々〔喪葬令〕に鼓吹とあるの管絃にあらす鼓と大角小角となればよの常の樂に非ず其故に大角小角の御國にても専ら軍に用る器にてよの常の管の類ひに非ずこれに付て上代の遊樂を其類ならんと疑ふの非なり上代のよの常の樂なりしと古書どもにて知べし天武持統の御卷に見えたるも然なれば其頃と云ども天皇の御をりにいなほ上代の如くにぞ有けん扱喪に如此樂せし何の故ぞと云にまづ人の死たるに彼天照大神の天の石屋に隠りまして世のやみの夜に成しに似たる故に〔萬葉二〕に天武天皇崩坐しことを天原石戸を閉て神上り上り坐ぬと讀み河内王を葬りし歌云々これ其時の故事をまねびて歌ひあそびて其人を復この世に還りたまへと招禱る意より起れりその鎮魂祭の儀にも彼故事をまねぶ儀あるにても知べしと云ふ鎮魂祭の儀と云へるの覆槽置の事なり〔後漢書日本傳〕に其死停喪十餘日家人哭泣不進酒食而等類就歌舞爲樂

大角小角

わさをき

俳優をわざをきと云稱もわざの神のなしたまふ意をき招にて神懸りして大御神を招奉りしより云りをきをきり清で讀よし招禱おをきと讀なりまねきいのるの古言なり又火折命その兄火照命を汐滿珠もて溺らし苦め玉へるに依て子孫長く火折命の守り人とならんとある處其溺時種々の態不絶仕奉也とのみ〔古事記〕にありあるこの種々の態〔書紀〕の一書に悉く出たり火照命の隼人の祖にて守衛と俳優の事後までも隼人の職なり上代にの全く俳優なりしが後にの歌舞の體となれりしならむ〔續紀〕に大隅薩摩の隼人等風俗歌舞を奏つりしてと往々見えたりこれもとい水に溺れて色々苦みしさをまねびしなり

力士舞

樂府

〔萬葉十六〕に力士舞と云こと見えたり又紀記にもに此歌の某振又某歌也などいへるの皆後に樂府にて呼る名それを管絃にかけ儻に合せて奏し歌なり今世に某節といふほどのことなり雅樂寮大歌所内教坊の類上代にも官所ありしなりすべて皆樂府なり〔唐百官志〕曰開元二年置教坊於蓬萊宮側京都置左右教坊掌俳優雜劇以中官爲教坊使此其始也又曰武德後置内教坊武后改曰雲韶府以中官爲使開元後始不隸太常也太常の禮官なり大廟郊社の齋みなこれを掌ぶる處なり内教坊の樂府なり樂府と云こと漢武帝始て置といへり又〔書紀〕神武卷數首の歌どもの終りに凡諸御謠皆謂來目歌此的取歌者而名之也これ後に久米舞と云ひ此樂なるべし大嘗祭又佛事などにも此舞ありし由〔續紀〕〔三代實錄〕などに見ゆ〔北山抄〕〔江次第〕などに以琴爲節振劔舞無敵とあれば早く歌の絶て舞のみ遣りしなり近世に至りては此舞絶て傳はらずとぞ故に宣長云抑初國所知着し天皇の大御代に始りて

久米舞

田舞

さばかりめでたかりし樂の絶はてぬるアタラシ可アタラシ惜しとも可アタラシ惜しく哀しとも哀しと云り
 〔續日本紀〕靈龜八年五月丁巳云々、五位已上、進、裝馬及走馬、作田儻於儻臺、蕃客亦奏、本國之樂、云々、〔同紀〕天平十四年正月丁未朔壬戌、天皇御大安殿、宴群臣、酒酣、奏五節田舞、訖、更令少年童女踏歌、云々、六位以下人奏、琴歌曰、新年始遷、可久志社、供奉良米、萬代麻提、丹また、〔類聚國史〕文德天皇仁壽三年閏三月丙午朔、鸞興幸太政大臣東京染殿、第云々、御東門、覽耕田農夫田婦、雜樂皆作、云々、又〔延喜式〕大嘗祭に田儻あり、田殖の舞なり、〔榮花物語御裳〕大みや土御門どにおはしませば、大宮ハ上東門院ナリ此段九卷の本を校正して載すとのなにわざをして御らんせさせんとおぼしめしてこのと、御まやのまぐさの田のとの、北わたりせがぬむのもとにぞうへける此でろうふべかりければ、みまやのつかさめして此田うへむ日例のありさまながらつくろひたることなく、おこがましういかにも有のまゝにて云々その口になりてかのすみのついちくづさせ給東のたいにみやとの、うへわたらせ給ふ女はう達さふらふかざりの参るわかうきたなげなき女ども五六十人ばかりもはかまといふものいとまろうきせて白き笠どもきせてはぐろめ黒らかにべにあかうけさうせさせてつゞけたたり田あるじと云おきないとおやしき、ぬきやれたる大がささ、せてひもときてあしたはきたりあやしきさましたる女どもくろかいぬりきせてはうにと云ものむらはけ、あやうしてそれもかささ、せてあしたはかせたり又でむかくといひてあやしきやうなるつゞみ腰にゆひつけてふえふきさ、らといふものつきさま、のまひあやしのをことどもうたひゑひて心よくほこりて十人ばかり

田樂

田樂法師

あり其中にこのたつみと云もの、のれいのつゞみにも似ぬこ、ちしてこほ、とぞならしいくめりどあり此外「枕雲紙」等にも見えて同じ趣なり、鼓を田樂といふこと、〔今昔物語廿卷第〕白裝束の男共の馬に乗たる或ひた黒なる田樂を腹に結付て、袂より脇を取出して左右の手に桴を持たりもどより田殖の舞にして田舎びたる物なれば朝廷に行はる、事も其後の聞えず、右の物語〔榮花〕ハ宇多天皇より堀川院寛治六年に終るの頃にハ田舞といはずでんがくと稱ふるその樂に用る器なれば田鼓をかひやがて舞をもでんがくと云事になりかくて後さかりにはやり出しことハ〔洛陽田樂記〕に永長元年之夏、洛陽大有田樂之事、初自閭里及於公卿、このこと〔古事談〕に永長元年大田樂事、或人記云、七月十二日參内、祈年穀奉幣定也、今日有殿上人、大田樂事、卅餘人裝束式、兼被仰定云々、この裝束の内には冠笠蓋爲笠といふ事みえたりこれ今も神事に田樂のきる笠ハ兩端折れて笠の蓋めけるハこれらのなかりにやとありもと田家祈年の爲の舞なれば法師の伎にあらぬをかく行はれて一種の遊戯となり僧俗ともにも興じぬ〔洛陽田樂記〕都芳門院、殊催、寂感、姑射之中、此觀尤盛、家々所々引黨豫參、不唯少年緇素成、群、佛師經師各率其類、帽子繡、襴、或奏、陵王、振頭等舞、とあれど此頃より僧家にも此わざをなし殊に堪能のもの其徒に多かりし故なごにや後にハ専ら僧家の者の如く田樂法師と稱してみな僧形なり〔職人盡〕などに其さまを畫けり其伎も次第に種々の藝を盡し舞樂雜藝せざる事なしかつらかけて女に出たつとなご〔職人盡〕の歌に見え其外種々の事するハ〔田樂能記番組〕に見えたり〔田樂記〕又云侍臣復參禁中、權中納言基忠卿、捧九尺高扇、通俊卿兩脚着、藺笠、などあり高扇といふハ今も伊勢神宮田殖に出つ兩脚ハ恐くハ高脚の誤なるべし高脚ハ驚足といふもの

能云々

新座本座

なり春日祭に今もあり能の何にもいふべけれど今猿樂を稱ふるやうになれりしこと田樂を始とす〔文安田樂能記〕の番組に一番熱田の志ゆん(春)から(鼓)門の能二番女沙汰の能などいみな能と書たり故に田樂能といふ〔田樂人數注文〕をみれば福善麿菊阿などの如くみな何麻呂何阿と名乗れり法師或ハ童子ナシその能あまたあり〔太平記〕に新座本座の能くらべなどおもひ見べし〔尺素往來〕為勸進本座新座之田樂和州江州之猿樂各可播所能候この頃にはやう猿樂さかりになりて田樂やうく廢れむとする程なるべし〔紅河原勸進猿樂日記〕院殿の時寛正田樂法師祇候の事の見えたれどももとより猿樂の勸進にて田樂の能をせざりしなり五年四月今神事などに僅にそのかたばかり残りてあれどもその趣のあらるもとより歌ひものなきにや又猿樂狂言などの如く言詞もありて唯舞こと、輕わざのみにあらずとなむかの伎ワキに高脚に乗りたる形の似たればとて豆腐などの串にさして焼たるにみその名の高し田をあふきて蝗を避ること〔古語拾遺〕に見えたり伊勢御田扇もかゝるゆゑにや田樂にこれを用ゆることなり

五節の舞

小田樂
大田樂

〔古事談〕或記云、七月十二日參内、祈年穀奉幣定也、今日有殿上人田樂事、云々、又云、永長元年大田樂事、云々、上達部尻卷四人、左兵衛督基忠、治部卿通俊、右兵衛督雅俊、宰相宗通等、皆直衣持、高扇、付大物忌、云々、如此、日々夜々在々所々、諸院諸宮已下、郷々村々田樂、水戸の金沙權現祭禮七十二年丑年毎に大田樂あり是の奇觀なりと云ふ小田樂の丑未年毎七年め必あり

〔公事根源〕十一月五節の條を考ふるに天平五年にまさしく内裡にて五節の舞ありけるとぞと有り標注に〔江次第〕を引て云天平五年無殿上五節寛平昌泰間例云々今の版本天平と承平とあるハ誤なり天平のこと注するなり按に天平五年の誤なり〔續日本紀〕天平十五年癸卯宴群臣内裏、皇太子親儻五節、右大臣橘宿禰諸兄、奉詔奏、太上天皇、云々飛鳥淨御原宮爾大八洲所知志聖乃天皇命、云々、此乃舞乎始賜比造賜比伎この天武天皇上下をととのへ和らけむ爲に作らせ給ひし也孝謙天皇未だ皇太子にして五月にみづから舞せ給へば其頃迄定れる事なかりける歟〔本朝月令〕天武天皇吉野宮にて天女五度袖をかへして舞へるをみそなはしてより起れりといふ俗説とみゆ又天武天皇吉野宮にて琴をひき玉ひしに天女あま下り五度袖をかへして舞へるより五節の始めりとする事いとおぼつかなし因にいふ五節にひんだいらといふたひものあり〔公事根源〕五節帳臺試の下に亂舞ありひんだいらなぞうたふと見えたり〔萬葉緯十九〕収むる野曲五節帳臺試事の條比牟多多良乎阿由加世婆古曾山加世婆古曾阿以支也宇川以多禮也禮古止宇止宇號早慶だいら下垂の義かあゆかすのゆるがすなり垂たる髮をゆるがせば愛敬付てみゆとなるべしこれを〔今昔物語〕に五節奉る尾張守なる者内わたりのことを露をらぬ者なれば殿上人達いひ合せて例年ある事をこの度新たに作りたるやうにいひて守なる翁を欺き笑んとて其歌をあらぬさまにいひ聞する處これを〔今昔物語廿八第上〕髮だいらといふの守の主の毛清く鬢の落たるを此るひんだいらして五節所に若き女房の中に交り居給たるを歌はむするなりあゆかせばこそ愛敬付たれといふの守の後向て歩せ給ふが口やかなるを歌はむす

るなり云々とありこの五節奉る尾張守なる者内わたりの事を露あらぬものなれば殿上人共
いひ合せて例年あることをこの度新たに作りたるやうにいひて守なる翁を欺き笑はむとて
其歌をあらぬさまに翁をそしることなりといひ聞するなれば眞のことにあらぬも是にて
歌の意ハ聞えたり但し鬢たゝらの美しき女の髪のままなりだゝらいたゝなはるなり「萬葉
集」ハハハ「疊有又」ハハ立名附ハ疊着なり「狹衣」にみぐしハ行へもまらずつやくとだゝなはり
ゆきてなどある是なり

びんざ

田樂のびんざゝらの拍板なり「文安田樂記」に田樂先中門口ヒンザ、ヲ菊阿 笛玉阿着花笠高

足駄をはくとあり「洛陽田樂記」に編木とありてヒンザ、ヲと訓じたりヒンとハ編字の訛

音にや又ザ、ヲとハ其器の鳴音をもて名とせし物と聞ゆ「榮花物語」などにさゝらといふも

のつきといひ「今昔物語」に高拍子突ともみえたり高拍子にもさゝらをいふか又拍子木な

るべし「二代男七」阿へ河をわたればひびきのかたにびんざゝらのせて、今すにまたす、今のうらみさう中門口と

云ことハ「職人盡」の歌に「田樂のちうもんぐちの透れんしのぞくぞ月の細めなりける是ハ

内の中門口をいふなり其邊に參るもの故ならん舞まひを椽のもの猿樂を庭のものなどいふ

例なるべし但し中門口ハ拍子するもの、着く處なり「太平記」田樂の條兩内の中門口ハ妻戸の事なり

泉州大津村に古より法師三人あり毎年住吉春日の神事に出て伎藝をつとむ高あしだをはき

刀をぬきて品玉とす

白拍子

品玉

中門口

男舞

子曲舞まひとつかひたり白拍子の歌「忘れゆく人もむかしのおとて舞くるしかりけり戀の
せめかな」鶴が岡職人盡」にも白拍子あり「秋のおもひ一こゑにてもかぞへばや月みること
のつもる夜ごろを白拍子ハかぞふるものにや」長門本平家物語」にも白拍子かぞへてとあり

今も昨日若宮の神樂舞の歌にシ
ラ拍子ラン拍子云々有るぞ

男舞といハ「徒然草」に多久助が申けるハ通憲入道舞の手中に興ある事共をえらびて磯の禪

師と云ける女にをしへて舞せけり白き水干にさうまきをさゝせ烏帽子をひき入たりければ

男舞とぞいひける禪師がむすめづかど云ける此藝をつげり是白拍子の根源なり「源平盛衰

千歳若の前に其後源光行おほくのことを作れり後鳥羽院の御作もあり龜菊に教させたまひける

とぞ「源平盛衰記」佛の前が舞ふ處に祝ひの白拍子かぞへて舞澄したりとあり又今ハ舞一と

さしとさへをもそのかみハ舞一番といへり「同條」にみゆ漢土の劔器に似たるものか「文獻

通考舞部」に劔器古舞之曲名、其舞用女伎、雄裝空手而舞、これを「天祿識餘」にも杜子美公孫大

娘、舞劔器歌、指武舞而言、或以劔器爲刀劔誤也、といへり白拍子を歌舞するさまハ「續古

事談」に妙音院相國云白拍子といふ舞あり其曲を聞ば五音の中にハ商の音なり此音ハ亡國

の音なり舞のすがたをみれば立廻り空をあふぎて立ちその姿ものをねもふすがたなり詠曲

身體ともに不快の舞なりとぞの給ひけるとあり白拍子の後世絶たれども田舎にハ其餘流な

どありしにや「甲陽軍鑑」上杉家のことといふ條其頃こうきり、まやうきり、松きり、藤きり、櫻き

りとて五人の白拍子の下にいたいけ美人まづさと美人などゝて七八十人もあり其中に櫻さ

り大膳藤さりの兵庫二人の白拍子にちなみ内々にて日夜の遊山故諸侍ことくく兩人を
まねて行儀わろきこと申に絶たり云々又五人の白拍子のこてわき菊夜叉桔梗花おしまなど
いふ女共云々あり〔鹽尻〕に武州熊谷の西新堀といふ里に古より舞女あり上にもめされ傳
馬を賜り東都に出その行装驕れる體大家の夫人のことし對の狹箱長刀を先にたて鎗もたせ
たる者を供とす是は其夫なり其名を代々桐大藏と稱し富者なり梨園の少年及戲藝者數多扶持し戲
場を開き利を得侍るにやといへり彼こうきり等が流なる歟江戸に召れしといつ頭の頭かひを
かに思ふに御三代の頭踊を好ませ給ふとなれば其頭にて有か其後いがかなりけむ女舞
を禁止の事有し後の零落せしなるべし天明四年甲辰六月廿六日菅屋町狂言座羽左衛門借財
多きによりて休座致し桐大内藏當時桐長桐名題にて歌舞伎興行仕度願出同十月十八日桐長
桐後見昌甫假芝居興行願の通被仰付此より後度々羽左衛門休みての桐長桐名題を以て假
芝居興行の事あり〔家譜〕に先祖幸若與大夫中畧女子長桐犬桐坂桐桐大内藏千桐大内藏桐長
桐元祖より天明四年に至り二百四十五年といへり

曲舞まひ
幸大頭
幸若

曲舞まひ〔職人盡〕をみるに女なり後世大頭と稱するものはなり或は大柏とも呼ひ誤れり
又大頭幸若を二派とすともいへり大頭といふ事〔甘露寺職人歌合〕廿五番女盲の歌に「い
かにしてさのみたつ名を大つみみかしらうつまで戀しかるらむ判詞云大鼓にかしらうつと
いふこと侍にや云々見ゆ大鼓の頭うちを省きて大頭といひしなるべし鼓は遊女白拍子曲舞ま
ひのみ頭うつといふこと出れば引用るなりひみな打ものなれど大
りさればきて女盲と大頭といふにはあらず〔延年舞〕にも白拍子大頭見えたり是もと拍子〔拍子〕の名なれ

ば幸若もすべていひしにのあらざるか〔尤草子〕に舞の頭の大頭越前のこうわかといへるの
たしかに二派をいひ先幸若次に大頭といふべし又幸若のみ住國を書るもいかにぞや〔醒
睡笑〕などに舞まひの往々出たるみな大頭といへり其頃専らかく呼しことある又古く幸
若舞といひしこともみえたり〔應仁別記〕云々石見か討れし三條殿にて幸若舞ありて人々
群集して歸るさに辻切のやうにうたれしと見ゆ〔猿樂傳記一〕に後鳥羽院の御時龜菊といふ
伎女其始にして妓王妓女佛御前等皆白拍子遊君也桃井幸若九叡山の兒童として有しが其舞
の文段を居ながら吟聲を付て語る是賤しからず面白と流石なる人もならひうたふより今幸
若の舞といふもの世に廣まり立ての舞又笛鼓の鳴物も止たりといへり此説すべてひがとな
り先その始を白拍子とし幸若のそのうたひものばかりをうたひて舞ことをせざりしより舞
はぬものとなり笛などの鳴物も止たりとす無稽の甚しき事なり幸若がうたふ處の軍ものが
たりなど白拍子がうたひし物とおもふにや笛のものとより舞まひの用ひざるものなり又幸若
よりこのかた立て舞はぬものといひかにぞや〔醒睡笑〕などにも舞へることあまたみえ又
〔武林錄六〕前田何がし松風といふ名馬をもてり云々馬取腰にえぼしを付て路にて誰の馬ぞ
とたづぬる者あれば馬取其儘えぼしをかぶり足拍子をふみこの鹿毛と申するのわかひらま
つかいかは袴いばらかくれの鐵兜鶏のとつさか立えぼし何がし慶次の馬にて候と幸若を舞
てとほりける云々是にて舞ことあるべし〔雍州府志〕に幸若自稱桃井直常之裔代々領公方
家之祿其舞詞の戦場の事盛衰の變戀慕の情種々三十番あり其後に出來たるを新曲と號す

今世籍目錄を考ふに三曲節音聲猿樂と大同小異なり大夫の左右に二人あり連といひ脇といふ大
 十六番外に五番あり曲節音聲猿樂の舞より取れると多し舞の詞の大かた「義經記」「曾我物語」同
 時のものとみゆ古實其外取用ひて證とすべき事多し「兵家茶話十一」幸若家説を引て云越前
 幸若の八幡太郎義家後裔桃井宮内少輔直詮童名幸若丸といふこれより相續て幸若八郎九郎
 幸若彌次郎三家共に舞曲を業とす已下義家より五代義兼といふ者より延寶五年先祖之儀御尋家傳之
 趣松平因幡守石川美作守に相達此節宵前立物奉親之處旗本並に可仕旨也御前にて音曲申
 候節半上下にて相勤御紋時服拜領故不憚着用也また異説あり「旅宿問答」是はある神職の大夫
の書永正四年に問云舞々の何頃の者にて候哉答云傳承に今の舞々と申の世間を往來する聲聞
 士が佛菩薩の因縁を唱人を勸る口源平以後兩家取合を作て是を唱へ人心を慰る是今の舞々
 也節信云此説非なるべし是説經師なりと誤りたる事あるも武峰に源諭僧正とて宏才有智の貴僧御座
 す此僧正保元平治源義賢と義平と一亂を作り出し給ふ實是聞ことなり然るを勘解由の小路
 烏丸久兒若といふ因縁舞の上手あり此久兒若の五條の橋邊雲若より捨子といふ説もあり又
 北野へ化生したる童といふ義も有り如何さま權化の者也朝夕佛菩薩の因縁を舞て寂慮を慰
 雲の上にて月日を送彼久兒若此由を聞及び多武峰に登り源諭僧正にかの雙紙を申給はり種
 々の曲節を付先大納言藤原經實卿にて申之經實主上内祖父也經實卿天奏す二條院有御感權
 大夫に任申す是も二條院の御宇に樂の前といふ内裡の女房あり十二の樂老なるに依て得
 其名家習難遁猿來て結契男一人生此子面猿五體の人なり最上利根にして一字を聞十字を

覺の一度受る時の二度きかず就中物の學する事を得たり仍て久兒若禁中にして舞を申す
 時の其口開てり立て其體をまねる希代不思議の者なれば所詮それくの面をかけて躍るべ
 し常に朝廷に躍て寂感を蒙るされば父母の一字をかたどり其名を猿樂と申されば猿樂をば
 庭の者舞まひをば椽の者と申是也と云り「保元平治」の作者の事久兒若といふ者の事必そ
 の傳へ聊よる處ありしものなるべし其他の總て傳會の空言取にたらず「雍州府志九」傳云古
 桃井氏之童爲小兒在比叡山、岩松家童亦然是稱幸若丸兩童共在山門爲慰寺僧作舞曲唱之是稱幸
至今有兩童今稱大と云るをみれば大頭の徒に岩松氏なる者ありてそれが家傳などにて大柏な
頭者誤大柏者乎迄のことといひしものによりたる誤なるべし又思ふに幸若の相續きて越前に居「醒睡笑」越
 中に舞々瀾座漣座とて二方あり其餘流他國に居るをのみな大頭といひしやうにおもは
 るおのづから二流の如くなりしもの歟もとさはあるまじきなり後女舞に笠屋といふものあ
 り是のものと大頭の脇にて在し者なり「醒睡笑」に大頭勸進舞のワキに笠屋ツレに池淵と
 いふものなりしか折ふしわるう雨ふりし「雨ふらば笠やをさせよ大かしらこもかしこも
 池ふちとなる又「同條」に大頭彦左衛門と弟子の黒助と何事にやあひだわしくなり中を違ひ
 たる時「舞々の師弟の中もこくすれば大夫も今ないがしらなり女舞の事いふ末元和ころの大に
 行はれしとみゆ其後も今のときにあらず「春臺獨語」に寛文延寶の頃迄の諸侯貴人の宴饗に
 も幸若の舞を用ひて心をなぐさめ酒をもすめけるに元祿の頃より猿樂盛になりて幸若舞
 廢れたり「昔々物語」に昔の歴々振廻の節謠うたひが幸若をよび膳後座敷へ出尤麻上下云々

また別條に昔の幸若の舞はやり振廻の節の幸若八郎九郎其外傳左衛門市右衛門杯とて數十人有之座敷へ出て一禮有之客も御太儀と一禮濟で何ぞ承度と所望有之時何かと舞一流れものたどへば大職冠清祐新曲敦盛とさまく番敷を伺ひ極めて舞ふ仕廻へば客へ暇乞なしに歸る其時又所望あれば少し休み小舞にても中舞にても今少し承り度とあれば不歸に相待近年の絶てこれなし今も柳川の藩中に常々唱ふこと、その音聲今の萬歳に似たり、ハ巫女イナヒに似たる處もあり詞ハ神事舞の詞つきの如しと云む〔筵饗録〕に大頭を獅子舞のこととおもへるいとをかし觀場に出たる男舞女まひの事の下にいふ

〔書紀〕の一書に火々出見命海神より鹽の満干の珠を得玉ひ其教を受けて其兄火酢芹命を水に溺らし困め玉ふせんすべなくて弟に乞ひ玉はく汝久しく海原に居つれば善術あらむ救ひ玉へもし我を活し玉の吾子孫の汝の宮牆を守り俳優とならむ弟即風をやめ玉ひしかば兄憤鼻を着け赫をもて手につけ面にぬりて足を舉て溺れ苦むありさまを學ぶことさまくそれより今に絶すとありこれ大隅薩摩隼人の祖なり〔職員令〕又〔隼人式〕などに踐祚大嘗會の日犬吠をなし舞樂すること見ゆ上代に全く俳優なりしが後に歌舞の體となれり然れば古へよりわさをきい面をぬりしことなり

猿樂

猿樂いもと散樂の假字なり散樂ハ「莊子」に散木とある散字の如く散人散位の散も同意にて正體なき意なり〔三代實錄〕貞觀三年六月廿八日云々有雜伎散樂透撞呪擲云々之戲とみ之又〔同書〕陽成紀元慶四年庚子秋七月廿九日辛巳晦御仁壽殿覽相撲の條右近衛内藏富繼長尾米繼善散樂令人大笑所謂鳴許人近之矣その後村上天皇御製の〔散樂策〕にも、島濟來朝而有解頤之觀と書せ給ふ恐らくは舊史の誤

をうけて書せ玉へるにや鳴許人來朝の事いかゞ〔新猿樂記〕に猿樂之態鳴許之詞とあり彼是とも誤にて鳴許と書へし〔後漢書〕南蠻傳に鳥濟人とあり是なるへし〔源氏物語〕等のかな文に散樂をさるかうと云り故に〔江家次第〕に散更とも書たり〔後漢書〕南蠻傳交趾之西有敵人國生首子軋食其父取妻美則讓其兄今鳥濟人是也又〔枕雙紙〕つれくなくさむるものをとこのうちさるがひものよくいふがきたるの云々さるがひもさるかう也人を咲はすをさるかうといふ後唐の莊宗幼習音律或時みづから粉をつけ墨をぬり隈とり優人と共に狂言をなす其名前を李天下と云みづから呼で李天下くと云時に優人敬新磨と云もの俄かに進みて帝の顔を批帝色を失ふ新磨申す理天下の只御一人のみそれに誰を呼玉ふやと云ければ帝悦べりと云へり是の李天下と重ね呼たればこれによりておどけたるなり時にとりて此調する即散樂さるがうわざなり〔今昔物語〕に俊平入道がもとにて女房共庚申さける夜俊平の弟入道君かた角に居たりけるを女房共寝ふたがりて云やう入道君人々咲ぬべからむ物語を給へといふ處咲はむとだにあらひ咲し奉らむかしと云ければ女房否不爲只咲はさむと有ば猿樂をし給ふか其の物語にも増る事にてこそあらめ又〔同書〕に世の上も下も由无からむ虚して猿樂に然様ならむ悪き戯れ事可止云々〔五雜俎〕初元端曰凡俗奇以戲文爲解也無往而非戲也故其事欲謔而無根以未也、塗汚不潔而名以神也、凡以顛也、其名欲顛倒而亡實也故曲欲熟而命以生也、婦宜夜而命以旦也開場始事而命倒其名也、此語可謂先得我意矣云々又〔宇治拾遺〕に訓抄陪從家綱行綱兄弟が猿樂の物語りを見るに其時に臨みてする業にて定りて作り設けたるにあらざり今のはか茶番といふものいふもならず古き曲もありと見えたり〔散樂策〕に所謂船太新鞆魚丸世羅國世稱妙舞また〔新猿

樂記レ形ハ勾ハ常ノ之ハ面ハ現ル早職事之皮笛ヲ目舞ヲ之ヲ翁ノ體ヲ巫遊之氣裝貌ヲ京童之虛左禮ヲ東人之初京上ヲなほあまた載たりハ源平盛衰記ニも猿樂ト申ハおかしき事をいひつゞけて人を笑かし侍るぞかしと云り後世にだらうけと云是なりだらうけを道外ト書ハ假借の字なるべしハ梅草ニにむさくさものと云へばだらうけて面白きこと云などいへりだらうけのおどけの訛言なりおどけのおどけの略なり或書に美濃國主齋藤山城守入道道三養子右兵衛督義龍と不和となり家中二つに分る時に道三下知して云ふ我に同せん者の我形の如く入道せよと有しに道家某といへる者頭を半ハ剃りたり此故を尋るに國家の爲を以ていふ時の義龍の義を以てす又今まで扶持の恩を思へば道三へ屬せんか所詮兩様欲しがたし故にかくの如しとて引籠りたり此者のあたまおかしき形勢なれば是よりしておかしきことを道家と云とあるハ附會なるべしハ春湊浪話ニに文獻通考に散樂雜戲多幻術皆出西域ト見エし然るにハ翰林胡蘆集ニ明應の頃僧宜猿樂もと申樂と書て其始推古天皇の御時秦川勝神樂によりて作り出せし故に神字を分ちて申樂と名付と見えたり是ハ猿樂の家ニ傳へたることを聞て書るにや古書に申樂と書しこと更に見エずハ按ニ本朝通紀ニにも川勝奏神樂當此時以後代翁舞名神樂爾後俗間有可觀事則致神樂然鄙人恐神樂之名更以申字換神字其藝者遂稱猿樂此又同日之談なり云々根元いやしき業なる故にや順德帝の御抄ニに猿樂のことき庭上に參ることを止べしと書せ給ひハ明月記ニに下衆猿樂を召るハ先々此事なし仍只侍猿樂を可召といふこと見えたり下衆猿樂ハ其家をたてる猿樂なり今も同例にて朝廷へ參ることなしと寛喜の頃より後猿樂衰へ北條執權の末京都將軍の初までハ田樂のみ世に聞えて猿樂の沙汰いなかりしが貞和五年に四條

能

謡曲作者

の橋を渡さんとして新座本座の田樂能くらべをせし時に始て日吉山王の示現なりとて猿面を着せし猿樂を舞出せしとハ太平記ニに見えし是より又田樂ハ衰へ猿樂盛に行はるその後さまハの事作り添て謡といひ能といふ事に成し古雅なることハなく散樂といひし時の殘ると見ゆること更になし是貞和以來作出せし故なるべしハ職人盡歌合ニに猿樂又曲舞まひといふものハ歌又判詞を見るに今の狂言といふものぞ貞和以前の猿樂といふものなるがことし昔の猿樂今の狂言に轉せし事ある歟按に職人盡歌合に猿樂曲舞まひの歌判詞と又猿樂の畫ハ今の翁舞のすがたなりに證を求むるにも及ばざるべしハ別寛正の頃興行ありし猿樂能の謡の名に出雲十柄鶴次郎打入曾我梶原二度のかけ星宮など書しもの有り今の内外二百番といふハ見えざる今その名の轉じたるか廢れたるかハあらずといへり按るに今二百番の外百番の内に似たるものあり十柄ハ大龜といふあり二度のかけ梶原座論あり伏木曾我ハ夜討の事なれば是打入曾我なるべし外題の昔ハいはりたるものと見ゆ其謡曲共みて知べし其他もあらめどいまた覺悟せず能といふ事も古くみゆハ西宮記ニ相撲條に相撲了能優一番とありさるから猿樂などを云なりさるをハ玉勝間ニに是を引て此能字音能なるべきにのうといふハ昔より誤れるにやといへり堪能の意をとれるものにて誤といふべからず番謡の能ハ東山殿の頃より始れり是ハ笑ふべきこともなければ猿樂の意に背けりハ安齋漫筆ニ云諷ハ足利の代に作りたるものとおもはるハ鉢木藤永檀風など北條の代までハわれ共足利の代に至りてハ憚りて作らずといへりハ猿樂傳記ニハ妄説多き物ながら謡曲作者の事をいふ處一休和尚山姥江口を作る云々觀世が家にて遊行柳出來朝鮮陣の時肥前名古屋の御陣城にて芳野詣高野詣明智等の五番太閤の御

慰能として出来たり羽衣の神祖駿府に御座の時出来角田川の關東御入國の後彼地の遊民夫婦して舞に似たる座敷藝を世渡とせし者志そめたるよしなり又加藤磐齋が「諷増抄」諷の作の四座の大夫の作りて當座々々に能にたたるなりよき人の御作などもあるなり下に大永四年吉田藏人爲將といふ人東典廐之所望によりて觀世彌次郎長俊が物語の趣注置たるを調進すと奥書ありて謠の作者を注せる文を載す其作者といふは大方ふしはかせを付たるをいふなり其内少々文句を作れる人を記したるの狹衣常盤三條西殿御作、善界竹田法印宗盛作、浮舟細川弘源寺作、住吉音阿彌作、權小田垣能登守作、夕貌上内藤藤左衛門作、後河内守と云、俊成忠度同作、木玉浮舟同作、吉備津宮善徳作、源氏供養河上神主作、和州十二大夫先祖、朝比奈同作、文覺同作、小手卷同作とあり又「世」子六十已後樂申談義といへるものにも謠作者のこゝちありくみゆ

今の猿樂原の觀世金春の兩座なりしが近世盛に行る、から觀世より保生分れ金春より金剛分れて是を四座の猿樂といふ處々の大社にすべて其座あるも伊勢に和屋勝田主同三座あり加茂住吉に本座新座法勝寺三座あり春日に今行はる、處の四座なりさて又江戸にて勸進能のこと「見聞集」に江戸繁昌故勸進能毎月怠ることなし「北條五代記」に諸大名の家に一座の大夫役者を扶持して怠ることなし町に西の芝口東の淺草口兩所に舞臺を建置毎月勸進能有て諸人見物し萬歳樂の遊舞に壽命延年を喜びわへりときけり盛ることなり

大藏の猿樂狂言の本家といふべし「堺鑑」に釣狐寺南莊寺少林寺塔頭永徳年中に耕雲菴といふあり其住僧伯藏主といへり鎮守の稻荷明神を信仰して毎に法施不怠或時神感應ありて

四座
三座
江戸勸進
能

大藏

森の中に三足の野狐あり抱歸て養愛す此狐に靈有達隨仕用追賊難事あり其孫々三足にして今に至て寺内に住居す稻荷靈驗新なり世に云傳ふ釣狐の狂言又吼噓ともいへり此寺より起れり云々其時大藏某狂言に作りしを彼狐感じ老翁に化して狂言を見て猶野狐の骨髄ハダキ動を口傳せしとなり誠に狂言綺語といふ云ながら道に達しぬれば如是奇特有ことにや尤家の大事とする狂言なりこゝに俗説なるべし大藏綱左衛門虎明が「昔物語」慶安四年の記也予が家の狂言の根元なり云々驚の本名字長命なり今の長命次郎大夫の祖父の子かたになりて名字をもろふ驚といへば仁右衛門親攝津國磯島といふ在所に住し生れ付首長くして水邊に住はるとして異名に付し名なり仁右衛門親の下手にてわかくて親にはなれしを仁右衛門と云なるべし三之丞伯父なり取立しこと近き頃迄人の知りしことなりそれを我家など云むのかたはらいたきことなりと次郎太夫度々申されし我々又今の次郎太夫を仁右衛門親かたと云れしを直談に聞しされと驚の名字四座になし是今人の知たる事なれども世へだりて知る人あらじ又云驚の笛狂言神樂同かつて笛の習といひならばせども驚の能に有て狂言に舞なし然るを仁右衛門親驚舞をまひしとてそれより驚といふと知らぬものいへばさにはあらず前にいふごとくさやうの名をとるべき人にていなし云々あり其外家のことをさまゝいひたれ共釣狐などの事さたもなきい世に傳ふる妄説とみえたり狐の猿樂古くもありと見えて「新猿樂記」に氷上專當之取袴下文に專字タウメと訓りこゝの當字恐く女字の誤この狐が氷をわたる學びなるべし

將軍家御能ありて町人共まで拜見を免され御酒御菓子鳥目を賜ることあり漢土にいへる大

狂言師
驚のこゝ

驚舞

大藏

醮に似たるべし〔尊卿贅筆下〕康熙二十二年癸亥正月海宇蕩平する故に帝臣民と共に宴樂を
なし後幸門に高臺を作り樂人に命せて目連傳奇を演し活る虎象馬を用ひ又衣類に江寧蘇
浙の三所にて織り造りたる獻上の蟒袍玉の帶珠の鳳冠金銀もて作れる魚鱗の甲など着たり
帝高臺に登りみづから錢を抛て五城の窮民に施し綵燈はなびなどもして晝夜絶へず古へ
に稱する所の大醮想ふに即此なりといへり

アラ、ギ

アラ、ギ舞と云の〔續古事談〕一條院御時相撲のぬきでの日アラ、ギ舞と云舞御覽じける是
の樂師寺風俗とぞ女姿にて初め人のたけ程にてやうく高くなりて一丈に及びけりと有
アラ、ギの齋宮の忌詞の中に塔をあら、ぎと云よりて此舞のたけ高を塔になぞらへしなり
〔教訓抄〕に庶人三臺と云條の即右のあら、ぎ舞の事なり驚足に乗る伎とみゆ信西入道傳來
と云傳ふる唐舞の圖の内にも丈高き怪き形のものあり同物なるべし

延年舞

延年の僧家の舞にて是又一種のものなり白拍子大頭などもその内にあり〔圓光大師傳九〕文
治四年九月後白河法皇如法經奉納の爲に首楞嚴院に臨幸あり云々食堂にして御裝束改めら
る、此間衆徒庭上に群參して延年種々の藝をほどこす云々あり此處の畫圖をみるに童子扇
を持って舞烏帽子着たる男二人突拍子と鼓をうてり芝生のめぐり衆徒あまた居其後に僧俗
混じて見物するさまなり〔著聞集十六〕建長四年維摩會の延年に兒白拍子のれうに春日の社
の神人季綱をつゝみ打に召具したりけり此ころより男鼓うちあしとて大衆うつことになり
にける云々もとより僧家に行ふ舞なれども俗人を用ひしが此に至りて全く僧侶のみする事

となりしなり〔圓光大師行狀翼贊〕云大抵此場方三十間許芝をたゝんで縁とす承仕等の者甲
兵を帶し異形の小童に床机をもたせ來て腰打かけて芝居を圍む中に狩衣着たる兒をならべ
其中にして舞其藝さまざまなるに夫體ヲモホシ、床拂、食儀、亂舞遊僧とて色々の裝束きたる法師
のわざ也糸輪神イトヨリカラカミ、兒童のわざ、朗詠、白拍子、開口、當、〔鹽尻〕に太平記に猿樂の佳例延年
の法なりとあるの延年の舞とて舞樂の時最初にある儀なりと是を露拂とも呼ぶ今南都藥師
寺の僧坊傳へていづくにても催あれば彼寺の僧往てつとむ昔の貴介の家にて時々ありしに
や〔東鑑〕に承元五年正月五日御前の酒盛に及で延年等ありしを記せりこれ古の散樂にして
今の猿樂なり是より事起り足利家の時式定り侍るにやといへり舞樂の時最初にある儀な
りとの僧家に猿樂ある時の儀なるべし又〔翼贊〕にいふ所をみれば一事のみにあらず其内露
拂との初めにするわざの名との開ゆれども夫催フセヨホシより三事の後に記したり是を古の散樂なり
といへるもわろし今の猿樂の始といへるのさもあらむか〔太平記〕に猿樂の佳例延年の法な
りとあるの延年舞の事にあらじ〔庭訓往來〕二月條詩歌管絃者遐齡延年方也とある遐齡の
字を佳例と誤れるにや心を樂ましめ年齒を延る意をもて舞に名付しなり廣くいゝ何にま
れいふべき事ながら後専ら僧家の舞の名となれり今も日光山御祭禮に延年舞あり前リ僧侶裝束をかふりて舞へりに引たる〔旅宿
問答〕に久兒若といふ者因縁舞の上手なりといへり延年舞を誤りて因縁舞と云たるなるべ
し

〔本朝語園〕嚴島縁記を引て云安藝國嚴島社に延年とて七月十四日大宮三棟の拜殿にて延年

を行なふ五尺四方の臺に三尺餘りの人形を載て裝束を美麗に莊りて福神と號し拜殿の上
 臺どもに釣りあけて暮に及び相圖の鐘鳴るを待て東西の町より男たる者一人ものこらず貴
 賤の別ちなくみな裸になり犢鼻褌一ツにて髻を解き大わらはに成て打連々々神前へ馳行く
 西の町へ直達橋に勢を揃へ東の町へ坂本山王の拜殿に屯して雙方の鯢波三度かさなる時わ
 れ先きにと大宮の拜殿に蒐參るさて衆僧の中より延年坊とて一人の僧をかの臺のもとに臥
 しめ行者一人ツ、出てこれを祈りて臺の人形に乗りうつすこの時東西の氏子ども臺をつり
 たる下に立て手をひらめかし臺をうかひて押合操あひうめく聲廊臺に響き山に應へてお
 びたし臺を下すとひとしく彼人形を奪ひあらそひ雙方かけてとりあひ御首を得ることを
 本とす或は裸身の脇の下にはさみ或は後ろ又の前に隠すといへども少さからねば藏し安か
 らずしてあなたにわたりこなたに取れ地にまろび海に入樓にのぼる又御池の潮にたゞよひ
 て浮ぬ沈みぬ争ふかくすること夜半も過曉の鐘も告ると云へども猶さぐり索むさて幸ある
 者疾く御首を奪ひとる時三更ばかりにの諍ひも止御首を得て販る者の鐵の華衣直達橋に
 て大音聲に御首を得たるぞやと名乗るされば御首得たる方其年の福あり自ら得る者の猶
 々福ありと云へりこれら延年舞の名のみ遺りて争ひことなどすることの亂れたりし世の
 中の風俗なるべし

踏歌ハ漢土に倣ひしなるべし〔唐書禮樂志〕有 忿嶺西曲士女、踏歌爲隊、また〔劉賓客嘉話錄〕
 云、踏搖娘曲乃踏地搖身而歌、因名踏搖娘、唐閻知微與突厥默啜、連手踏萬歲樂于城下、など

踏歌

彼國の書に、あまた見えたり〔文獻通考〕(百四十三)三釋其俗信、鬼神、常以五月祭之、晝夜飲、鼓〔源氏初音〕
 〔花鳥餘情〕に正月十六日の節會を、女踏歌といふ舞妓す、み出る故也男踏歌ハ十四日にあ
 り殿上地下の四位以下の輩かかるべき所々をめぐり催馬樂をうたひ舞かなつる事あり是ハ
 むかし正月十四五日に京中の遊士月に乘じてあなたをめぐりてうたひ舞しより事起
 れり末の世に千秋萬歲といひて逸興を催すとあるこれらの餘風なり圓融院天元六年正月
 男踏歌ありし其後の記録などにも所見なしその儀式ハ〔西宮記〕と云書に見えたり云々〔和
 訓栞〕にあらばしり踏歌をいふ〔持統紀〕にみゆ云々〔聖武紀〕天平元年同十四年に此事あ
 り〔釋日本紀〕に此歌曲之終必重稱萬年阿良禮、今改云萬歲樂、あられり可有といふ音便也
 といへり〔年中行事歌合〕にひかる源氏の物語にも男踏歌の事を多く申侍り大かた都の遊
 女の聲よく物うたふをめして年の始めの祝ひの言葉を作りて舞をまはせられけるなりと有
 り天平十四年のこの曲舞の處に引り其時の歌の下句に「つかへまつらむ萬代までにとある
 が即萬歲樂なりまた萬歲ハ樂曲カクにありあられといふことをいひかへたるハ舞曲の名にも據
 しものなるべし〔隣女語言〕に踏歌の起りハ唐徽宗正月十六日より五日の間女踏歌とせられたる事ありそれならへ
之踏歌意相得則負去、樂有樂鼓胡蘆篳篥竹笛之屬、
 萬歲ハもと千秋萬歲と云〔新猿樂記〕に千秋萬歲之酒膳ヤカホカとみゆ〔三十二番職人歌合〕に千秋萬
 歲法師白き裝束して鳥冠リカフを着手に扇を持てまふ鼓うつをのこりあさきの衣きて坐せり「春
 のにはに千秋萬歲いはふより花の木の根いさしさかへなむ判詞云千秋萬歲の能作ハ毎年正

千秋萬歲

月の佳曲なれば諸職諸道の最初にいで、云々「立まへるせんすまん歳いづくにもけしきはかりのろくそかひなき判云いづくにても氣色ばかりの祿の乏少なる事をいへるさぞとおしはからるゝに袖かへす所を一をれけしき舞たまふとある詞つきふと思ひ出て猶優に聞ゆるにや」〔續古事談〕大饗の鷹飼の中門のおもて幔門の本にて鷹のすうるなり東三條の中門より幔門のもと迄の下毛野二文といふ鷹かひ西の中門より鷹をすゑてあゆみ入りたりけるを上達部の座よりあらはに見えけるに錦のぼうしゑたる者手をむなしくしてあゆみきければ人々千秋萬歳のいるの何事ぞと笑ひけりその後中門のどにて鷹をすゑてゐるなりとあり鷹飼の錦の帽子きるものなれば千秋萬歳が鳥かふと着たるに似たれば笑ひたるなり千秋萬歳法師のまへるふりの又田樂の能に取れり故に「新撰樂記」にも出と見えたり飯阿愛阿龍揚〔文安田樂能記〕に立逢阿金阿也萬歳聲飄袖事良久といへるの職人盡の判詞と同じやう也「おゆ」の「う」への日記に元龜三年正月五日きたばたけのせんずまんざい三人まいるともあれば人数の定まらぬにやその頃の北島に居しとみゆこゝの洛陽二條より北にてその間三町なり〔滑稽雜談〕に萬歳の西南相去ると三里許に窪田箸尾の兩村ありこゝより出る故に窪田箸尾の二流あり〔人倫訓蒙圖彙〕に此流諸國にあり京に出るの 大和より出中國の美濃より出東への三河より出るなり〔和訓栞〕に神樂歌に千載あり本の千歳とうたひ末の萬歳とうたふ此より出たるにやともいへり是また一説なりかやうに談説あればまぎらはしきに似たれども物一ツに似かよひたることかさなりぬる是のみにあらず餘の古説に隨へり又一説に今正月に三河の萬歳とて素襖

三河萬歳

早歌
鳥追
春駒

やまよめ

えぼしにて祝語をとふるもの大江定基より起るといひ萬歳作太郎毎年東都に至り正月十一日勤仕す其初尾州春日井郡長母寺の開山無住其詞を作りて愛知郡印内村の民に教へしとかや〔乘穂錄〕無住國師尾州木が崎に住せる時萬歳の詞を作りて其僕有助と云ものに教ゆ今田地の名に有助と云處あり土人の説なりといへり〔張州府志〕に無住國師所作樂稱萬歳樂使小奴德若謠之以為賀正といへるの非なるべし〔日次紀事〕正月五日禁裡木造始此日千秋萬歳并猿舞東庭に來云々故に此早歌に柱かそへる事をいふとみゆ凡萬歳ハ造宅の祝事鳥追ハ田ぶきにて衣食住の三ツと重んずる故なりその唄諸處にて異なりとむ其内上がた小歌〔絲の時雨〕などに萬歳あり是の木造めけること絶てなくむねと商人の事をいへることはいやしき萬歳になむその唱歌に「やまよめく」京の町のやまよめうつたるものなにく大綱小だひぶりの大うをあはびさゝひはまぐりこく」云々そこを打過をばたなみたればきんらんぞんす云々此小歌〔大麻〕〔松の葉〕などにも載せざるのいと近く小歌に作りたる歎されど萬歳がかかることをうたへるの久しきこと、見えて〔寛永の發句帳〕に「萬歳樂まづうりそめや京の町また西武が〔獨吟百韻〕に「六百の堺の町のとりやりに蛤こんと賣やすみよし自注に萬歳樂に百なら御ざればしたものの賣ぬ物蛤こんとうたふなり住吉の濱ぐりのえんにいふなりと有り昔も下さまの家に行ての唱歌も相應にうたひしなるべし〔醒睡笑〕に祝ひ過るもいな物といふ條春の初めの朝より千秋萬歳とも又鳥追ともいふが家毎にありきて慶賀をうたふに千町萬町の鳥追が參たといふて或門の内へ入らむとして犬に咋つかれあらたのしやといふをいたさに

わらかなしやといへる咄ありこれ鳥追とてうたふ歌も又萬歳なり鳥追の條にいふへし

或人語りけるの周防山口に覺定と云ものあり毎歳元旦に國主の城門に參る此時門を開くを嘉禮としそれより諸人出入す祝詞を唱ふること千秋萬歳に似たれどもやうかはれり其服水干に烏かぶとを着る士庶の家にも至りて此ことをなすといへりこれ萬歳の古風残りたるなり覺定といへるのそのかみさる名の千秋萬歳法師にてありしを其をつぎたるものなるべし

○をどり○ひんたの踊 盆をどり かけ踊 小町踊 中踊 灯笼踊 題目踊 はうさい念佛 葛西念佛 鹿島踊 伊勢踊 千代の松坂 岡崎踊 壬生狂言 雀をどり

をどりの踏歌を始とすべき歎かしながらその説後世よりさかのぼりて似つかはしき事をとりていふにやあらむ古の舞といふより外に名もあらず但し踊躍をれどといふいもとよりなれど一ツの名となりたるも近世のことにあらず〔季瓊日録〕に寛正甲申六月十四日祇園祭禮北畠跳戈歌舞加賀舞參御所 舊例也また此事の〔尺素往來〕祇園御靈會云々處々跳鈴とみゆおもふに舞樂の振鈴などのやうに鈴もちて跳れるにや是又田樂なるべし山録の條にいへり禮の條にいへり〔猿樂狂言記、正續拾遺〕ともをどり念佛盆踊のと往々見えたり又〔水記〕永正十七年七月廿二日、見躍拍物、今夜勸修寺張行也、當年毎夜有此事、近年不見聞事也、倚天下靜謐之所爲歎かからば盆躍と云こと此頃より行はれしなり空穗猿といふ狂言にひんたのをどりの一をどるといふことありいづくにもおどりわれ共是のことに名高きおどりなり三絃のふるき組歌〔大幣〕にひんだぐみふねのなかはなにとおよるぞとまをしきねにかちをまくらにひん

をどり

ひんたの踊

たのをどりをひとをどりくこのたぐひの歌五うたありその内三うたにひんたのをどるといふことなしそのなきかたや古からむとおもはる始めその里にてその里のをどり〔懷橘談〕承應二年出雲かぶきの歌に比太の横田の若苗とうたふもみな出雲の國里の名にして此國よりぞ初りける又云ふ日田といふ所に日田神有り俗謠にいふ比太の横田なり古老傳云ふ郷の中に田領許あり形聊長し遂に田によりて横田明神ありといへりひだといふべきをひんだといふの濱千鳥の類なり唱歌の音勢によりりかぶきの歌にとあるの誤なりくにが歌舞伎よりの前にあること猿樂狂言にても明らかなり

盆をどり
小町踊

盆をどりの何にもあれうら盆にをどるをなべていふ西武が〔獨吟千句〕七夕や機嫌よからん盆の月盆の前より躍るむすめらどもあれば盆を待ずしてをどるなるべし小町をどりの小娘のをどりなりまらひ〔和名抄〕に別屋也又村坊也とみゆ今町字を用れども町いもと田間をいへり唐の制郷保隣里在城邑 曰坊と見えたり后まぢ采女まぢなどいふもこの義也女の名に三條のまぢ小野小町などいふ其居所をもて呼たる也又まぢめといふの坊間の女をいふされば小町の小さきまぢめといふ義をのうへ小野小町などの美しき意をもかねていふなり〔貞徳傳記〕に歌いづれ小町をどりや伊せをどり其さまかける古書を見るに小娘ども美しく出立手すきかけ鉢巻し作り花を挿小大鼓を持うちはやし輪にならびて廻りながら歌うたふ體なり昔のをどり多く輪になりてをどるなり此大鼓は後にハ國扇のやうに作りて盆大鼓といへり行風が〔夷曲集〕の序にうらぼんになればをの童の山寺の御兒縮折から攝待の茶筌がみにゆひなし友とちこよとて小

かけ踊

手招ぐまかも明衣ユカマの廣袖を着をとめらひ鬢のかみの經ぬの島田わけ夕風の吹返しにゆひて
 いさをどろといふより手拍子とり足どりする十五夜の月の輪のことくにこそをどれと有り
 打そろひて他處に行てをどるをかけをどろといふ未得が狂歌に「かけられてあふむかへし
 にきたるこそ小町をどりの歌のさまなれ古き俳諧などに多くみえたり「俳諧五節句」といふ
 ものに踊の國々唱歌かはる音頭のなき國あり大方夜踊る畫の女童部をどる是の箱の太鼓塗
 撥を手どりにたゞき染絹の鉢巻帯を肩よりぶらさげ結びだすきと名付都の大路を日傘さし
 かけて躍をかけに近付の門にて踊るなり是を小町踊といふ「猿源氏色芝居」といふ草子に昔
 の女子の事をいふ處七夕のかけ踊に母親わいたてなく純子の鉢巻ぬめりんずの手すき髪
 あたまの辻にたてかけおしろいこつてりと豆腐に目はな付てき墨に蓮根の後をくろめ縞
 珍の着るものに緋りんずの下着をはのめかせもうるの帯に紫ちりめんのかへ帯紫足袋に
 尻切をはかせ金の太鼓に塗鞭鶴龜を書たる日傘にはてい書たる箔繪のうちには乳母ばかり
 の古今かはらず此子を笠に着て云々「中古風俗志」昔の七月六日頃より小町踊といふ事はや
 りて云々四五人も召仕はどの町人の娘の肩車に載せ乳母抱守つきをひて日傘をさしせ其外
 大勢娘子共手を曳き盆々ぼん今日あすばかりあしたの娘のまはれ草といふ歌をうたひ歩
 行しが近年いつしか止で衣裳を改めてあるく子供はなく漸二三人連て歩行こととなりし
 云々明和元年踊をかけるといふこと筆記なりの古くいひし事と見えたり「義殘後覺」文祿五年記たる書朝鮮役の時
 正月元日或陣へ朝鮮人舞來る通辭出て年頭御禮に大將軍へ踊を懸奉ると申す又「醒睡笑」に

中踊

風流を他郷へ懸る物語あり風流ハ榮記の條にいふこの風流も懸踊のこといへる者あるハ非なり今江戸
 の盆うた野鄙なることをいへるのもど子もり女などのあらぬ事をうたひ出たるなめれど其
 始ハ元祿ころよりとみえて「誰袖海」といふ草子江戸の詞をとする處盆の踊歌を聞に「こと
 しの盆はん共たもはなにかうやがやけてもがりがぶつこけてぼんかたびらを白であたと
 いふことをいへり西河祐信が「江戸四季遊」の繪巻物に件のさまなる女の童を下男の肩に乗
 日傘さしかけさせて多く群行かたかけるあり「篋絨輪」連りて馬がね來るひと並び盆の踊ハ
 襟が帯なり帯をたすきに「初隨筆」春來が盆三日のことを獨吟につらねたる内に「おいとま乞
 のけふあすばかり欠落の君かも市のまはれ艸
 中をどろといふハ「義殘後覺」入江大藏之丞口論の條七月十五日の夜藝州御城の馬場にて諸
 方の士小姓衆三味線鼓にて大をどりを始る程に大藏も道場の太鼓三尺四方ありけるを綱を
 つけて首にかけ是を拍て中をどりを仕給云々「俳諧懷子五」三味線のこまなへていざや中を
 どり「佐夜中山集」に古歌こゝろちりき袖打ふりし中をどり是ハ輪をどりの中に居て踊るに
 やあらむ又木曾をどり辻をどりはねをどりばかをどりなど種々の名ありをどりぶりに聊か
 はりあるなるべし

灯籠踊
花園踊

灯籠をどろといふも念佛をどりなり「日次紀事」云洛北岩倉花里西村、少年女子各戴大灯籠、
 聚八幡社前、男子擊大鼓、吹笛、舞、是謂灯籠踊、また「俳諧五節句」に花園踊北山邊の十五日
 の夜踊なり在處のよめ置灯籠の尾のゐるに左右に絃なき弓のやうなる物ありそれを兩の脰

題目踊

念佛踊

泡齋念佛

にかけ腕におさへ灯籠を頭に戴き踊る赤前垂するなり此灯籠を聳張て遣す大方年に三人ばかりの娶よふ故踊るなり惣踊念佛にフシ有て其中に交る也題目踊ハ山城松が崎と云在所なり十六日の夜南無妙法蓮華經の七字をフシ付男女一在所踊る男ハ中踊なり太鼓あり廻向に頼かぶりと腰をかッむる也念佛踊山城賀茂十六日の夜南無阿彌陀佛六字を唱る聲フシ松が崎のごとくなり江戸にも昔夜踊あり寶永六己五年六月十八日頃より町々にて夜をどり念佛ハ老人雜中踊有之様相聞不届に候往還之際にも成候間踊ら申問敷云々話に遊行上人の始祖を一遍上人と云ふ隆蘭溪に法を聞歌學に勝れたりそれより今に至りて其流を傳ふる者連歌をせり或人一遍上人を嘲りて踊念佛をなすハ佛の踊躍歡喜といへる心なるべし然れ共これのみにて成佛いふかしのいひければ和歌をもて譽て云ハねば跳をどらば踊れ春駒ののりの道にハはやさばかりと是等の事書たる書一卷ありとぞハ東岸居士傳に登高座說法擊羯鼓踊躍或執扇舞とありハ膾餘雜錄に自然居士者東岸居士之師也といへり此兩僧みな法を説てをどれりとぞ又ハうさい念佛とて踊り狂へる念佛ありハ似せ物語寛永の冊子さみゆおかし男いとかしけおとろへて米錢もなかりけりさるをいな事をならひていさなふものにつきて世中をすぎんと思ひて出てをどらむとてかねなどかふて首にかけける「出てゆかむ心かなしとわらはれむよのはうさいを人のあらねば」をどらんと思ふこゝろの歌念佛ありきくも申ぬるかなハ卜養狂歌集ある人はうさい念佛を畫にかきて歌よめといふハ人のみな西はうとを願ひしにさかさまごどはうさい念佛古きハ繪巻物松羅箱はうに所載さし念佛のさまを寫せる處あり其文に扱もはうさい念佛とて花を作りてかさにかさし太鼓か

ねのひやうしをうち踊りとびまはる姿をみる人おかしく腹すぢをかへ大勢いこぞりて見侍りける是わたくしに踊るにあらずむかしひたちの國にたつとき僧一人おはしけるその名をばはうさいはうとぞ申ける我すむ寺はそんいたしければ弟子あまた引つれ太鼓かねのひやうしをそろへをどり念佛をくはだてはんぞやうの所へをどり出て一錢半錢の勸進を待て堂塔がらんを建立し給ふとかやされば今末代に至てはうさい念佛と名付太鼓かねをたきおもしろくをどりければおさなきハ申に及ばす老たるもわかきも我さきにとこをり出これを見くわんあんを入れればおもひの儘に米錢をあつめやぶれたる堂寺そこねたる橋までをこんりうをなし其所はんぞやうすると申けると有その畫笠に花唐草の如き物を付笠の縁にきぬを垂たり皆たちつけを着て二人ハ頭に太鼓をかけ四人ハ鉦に緒をつけたるを手に持壹人ハ枳アキにて蒲簀カサを荷ひひさくをもてりいつれも狂ひ踊るさまなり俗體にて法師にハあらず此時むかしといひしハいつの程にかあらんハそらる物語ハ女歌舞伎の事を云處とりわけ猿若出て色々様々の物まねすることおかしければうさい念佛猿廻し云々是慶長中の事なりハ可笑記二卷正保元年記むかしさる人云狂人走れハ不狂人もはしるといへる禪話ありげにもハ江戸上下の人々が慶庵の泡齋のと云ふ狂人共が町々小路をかけ廻り慶庵の事ハ九卷にいふ是ハ彼狂ひ踊るをもて發狂したる者に譬へていひしなりハ世事談に葛西の土入鉦太鼓に笛をまじへ踊念佛にて江戸の大路を廻る是を葛西念佛と云泡齋と呼ことハ寛永の頃泡齋といふ狂人の法師ありて町小路を走る童部集りて氣違よ泡齋よとはやせり今もつてかくいふ言ありて氣違の名

葛西念佛

目となれり此泡齋はやされて踊るかたち異形にして人の笑をかさねしむかの葛西念佛が踊る所一様ならず左りへ飛あり右へはねるあり頭をうなたるれば尻をふりておのがむきく心々にして定れる拍子もなくなつたに狂ふがごとし泡齋坊が踊るにひとしよつて泡齋念佛と呼ぶ誠に氣違念佛踊とも云べきなり泡齋寛永のころといへる誤なり前に引る古畫の記文と異説なれども此事關東のことなれば彼の傳聞遠く堂塔建立も何れの寺とさだかならず是の沾涼が説然るべし其後此念佛廢れたれど下總佐原の邊に年老たる者家事をば子孫にゆだね隠居して逸樂なる男の太鼓を打女のをどりならふ年老ていと似げなき事なり思ふにその始葛西念佛にてありしをいつの程よりかわらぬ小歌をうたひ踊るなるべし

〔本朝俗談志〕熱海温泉少し傍に方齋湯と云あり水なし凹みたる處に石四ツ五ツあり是に向て清左衛門と高聲に呼はれば大に湯涌出つ清左衛門に限らず何といひても涌なり方齋ゆわかしてみせよ時鳥沾涼

鹿島踊

鹿島踊の師宣が畫本に神代のむかし先いせをどりかしまをどりすみよしをどりとあり又英一蝶が畫などに往々あり其外ふるき草子などに見えず事ふれ多く見えたり此ことふれ彼はうさい念佛踊などに倣ひて踊たるなるべし〔洛陽集〕事ふれや獨言いふ神な月如風〔永代藏五〕これやこなたへ御免なりましよ鹿島大明神さまの御説宣に人の身袋ゆゆるぐともよもやぬけじの要石商神のあらんかぎりほどの御詠歌の心の惣して産業の道持ぐに追付貧ばうなしと言ふれがいうて廻りし云々この戯れ書ながら其趣のまらる〔松の落葉三〕大小

舞々

正月さし

見踊とあり即鹿をまをとりなり月の大小種蒔の時節を云ふ踊なり是やこなたへごめんなる先來年のゑはうの申酉の間云々美濃國にて舞まひと稱する者あり百姓の内なれども部を異にす此者歳末に來りて守札やうの物を人家の門々にさして廻る是を小兒の正月さしと云ふ春に近づく印の意なりさて春になりて又來りこの度の月の大小種蒔等のことを云ひて米錢を貰ふ舞まひの只名のみにて彼事ふれに似たるものにや帶刀して來るとぞ萬歳などのかくなりしにや

伊勢踊

伊勢をどりの伊勢音頭にてをとるなり音頭の〔職人盡〕曲舞の判に「月にいつらき小倉山其名のかくれざりけりといふ音頭を思ひよせたるにや云々有り音頭の字の如く其歌の初めに先うたふと有にや今も音頭とりの一群の中に抜出て最初をうたひ出す也〔梅窗筆記〕に伊勢街道の伊勢に松坂といふ所あれぞ今の俗のをどりの音頭といふものに千世の松坂といへるの山城の栗田の東なり〔應永卅一年極月十四日室町殿御參宮私日記〕に「我もまたけふの都に入日かけうれしくむかふあふさかの山松坂にもつきぬ年々歳々の御參宮にとさら此とこそろしも千とせの坂の名をあらはしてたひとの祝詞にあひかなひぬるも神慮のまからしむる所なり君の猶千代の花さく松坂をいく十かへりかこえてみるべきといへる非なるべし〔卜養狂歌集〕にいせをどりはやりければ「我君をこいでまつ坂いせをどりそこらでまめろまかせはら帶延寶のころいせとどり大にはやリ紫の一もこにみえたり〔風俗文選〕に俳諧文をいふに一ツの趣をたつる所なくての童蒙の丸い物盡に落ちて果の松坂を仕舞となせる無下の事なるべしとの千代の松坂

千代の松坂

岡崎踊

どちゝむるをいふなるべし「松の葉」にきぬたをどり「一」をどり若衆をどり「一」をどりなど
 あるのみな伊せのやうだの「一」をどりといへるにならひたるもの歟
 岡崎をどり「盤草」に筑紫琴をいふ條に小歌をかさをどりなごのみにてひきまはれば云
 々又「あふむ新つれ」に岡ざきをどりといふ小歌をつくし琴に合せてひけることあり是
 今にあるをかざき女郎衆といふ小歌なり「人倫訓蒙圖彙」代神樂の處に獅子が立て扇の手を
 つかひ一ノ谷ぶして舞最珍敷事共なり岡崎女郎といふをどりなれば云々是獅子まひが
 をかざきを踊れるなり一ノ谷ぶして十郎兵衛ふしなり是ハ一ノ谷十郎兵衛が事なりたひし
 節付を云ふ某にてもその初めそれよりうたひ出し節を某ふしと云ふ八郎兵衛ぶしハ
 古手屋八郎兵衛が事をうたひし内のふしなり金五郎ふしハかなや金五郎が事をうたひし節
 也永祿十年七月駿河國八幡村より踊初め村々へをどりをかけそれを又かへす故後にハ踊あ
 またになり八月の末九月迄踊れりと古記にみえたるをかざき踊も其頃よりの者なるべし
 壬生狂言、壬生の大宮西四條の南にあり寶幢寺と號す本尊地藏菩薩なり毎年三月大念佛あり
 此處の人民集り狂言をなす「雍州府志」に後伏見院正安年中、圓覺上人住此寺、始修融通念
 佛、於今每年自二月十四日至廿四日有念佛、其間土人作俳優、是爲驚衆人之睡也「滑稽
 雜談」に此俳優に用る假面佛工定朝が作三面あり所謂俳優の名目猿桶取等の面を第一とす
 と記せり「貞徳文集」昨日壬生之念佛へ無御誘 出拔し候事遺恨千萬々々狂言十王餓鬼腹膨
 桶取猿等不替昔相勤候哉云々また「淀河」に秘藏の花の枝をこそ折引よせてつふりはる風
 我むすこゑらみ見るまねする壬生の猿注に是ハ壬生の狂言みればハ「熊坂」の謠に賊の名に壬生小猿
 合點ゆゑなりとあり

壬生狂言

といふがあり「拾葉抄」に壬生狂言に猿の綱をわたる事あり狂言あまたある中に是を最上と
 すこれになぞらへて盗人の名を壬生小猿と呼なりと云り此説によれば此狂言も久しきもの
 とみゆ「俳諧染糸」出るよりおかしかりける狂言師是非とも壬生へ御供申さむ「京童」喜雲が
 狂歌「有わけのつれなき壬生の念佛より狂言はどのうくものいなし其處の繪にも猿のつな
 渡りをかきたり「同書」千ばん閻魔堂の條に暮春の念佛ハ文永年中如輪上人といふ人始めら
 れし也云々「後撰夷曲集」寛文十一年千本念佛いろ／＼の狂言綺語の法事こそ讚佛乘の焰魔堂な
 れ資之其處の畫に桶どりの狂言するさまをかきたり壬生に倣ひてこゝにもこの狂言するに
 や「簞絨輪」心のどかにくらす静代賊たえて念佛に壬生も猿ばかり元祿十五年の草子「花見
 車」に壬生大念佛の頃にぎ／＼しきにかれ出茶店にやすらひ茄子賣の猿になりたるを見
 てまばし有ける云々あり其所の農夫など狂言すること見えたり

柴垣

柴垣ハ明暦頃の小唄にて二人むかひて手拍子うちこれをうたひしなり「武藏鑑」萬治二何者
 年版本の傳へて始めたりけん此頃北國の下部の米搗歌とかや柴垣といふ事世にはやりて歴々の會
 合酒宴の座にても第一の見ものとなりやしげにむくつけきあら男のまかり出くろくきた
 なき肌をぬぎえもいはぬつらつきして目を見出し口をゆがめ肩を打むねを敲きひたすら身
 をもむこと狂人のとし右に左にねぢかへりあふのきうつふきあかきけるを座中聲をたすけ
 手を打てもろともに興せられしをみる人さへうとましく片はらいたかりしがはたして諸家
 ともにみな柴垣となり云々明暦の回「卜養狂歌集」或人奴まば垣をうつ處を繪にかきて歌よめ
 祿といふ

どあれば「やつこ衆の名もさ名なもさ、柴垣をゆひたてられてうつゝ、なのみや又〔同集〕端書あは垣をうつゝの山邊のうつけもの夢にもひとつわはぬ手拍子〔糸竹初心集〕に柴がきまばがき柴垣こし雪のふりをでちらとみたふり袖ゆきの雪のふり袖ちらとみた〔一代男〕越後寺泊にて柴垣踊りまつてかと尋ねるに夢にも知らぬと申何といふても是ぢやもの云々あれば天和の初にはやく廢りしなり按るに胸を打拍子とること古きふりなり〔桂川地蔵記〕歌に弘治二遠近離手之倫、與老若群集云々、各自摺編木振手棒、掉頭敲胸云々、また胸たゝきといふもの有り其條と見合すべし〔伊曾保物語〕に腰ぬけのぬ計たゝみたいこに手拍子とも是等の事をや可申古き諺なるへし

雀とどり

雀とどり諺にすゝめ百になりてもをどりわすれぬといへり〔堀河百首〕題懷舊の狂歌貞徳「雀はどちいさく老の身のなれどういたる人のをどりわすれぬ〔宗因千句〕をどりのいづも桐壺の内秋きたる鳳皇あればすゝめあり又〔雅筵醉狂集〕かくす年百になりても忘られぬすいめをどりや梅の花がさおもふにこの狂歌のすゝめ踊る人の踊る事ありての歌なるべし魏の武帝の宮人を銅雀臺に置てなき跡までも朔望にの伎をなさしむ陸機文を作りて此を譏じて昭帝いまだ幼弱なりしに霍光事を専ら行ひて禮を知らず後宮の女を皆悉く園陵に置それより後諸侯王陵園にも亦是有しなり

手拍子

手拍子前句附〔口寄草〕呼出しにけり〜手拍子に鯉戀來いの乗せらるゝ

嬉遊笑覽卷五下

○歌舞伎名古屋山三郎 傳助が糸より お國がぶき 江戸に行はる 吉原町 若衆歌舞伎 中橋に芝居興行 福歌舞伎宜町 女形がぶき 野郎はうし 芝居衣裳 座元名代 江戸宮地芝居 似せ野郎 若衆能 狂言作者つらみせ河原者

〔日本後紀〕桓武天皇延暦十八年秋七月己酉、停伊勢齋宮新嘗會、但以歌舞伎供九月祭、とあるの歌舞伎の字の出處なるべしまた舞伎ともいへる〔著聞集〕に承安二年五月二日鶏合の條妓女二人甘洲を舞ふ云々左右歌女唱歌、舞伎なは興遊にたえず云々歌舞伎の字面の〔日本後紀〕などに見えられとをばうたまひのわざをいへり今歌舞伎といふ名のもとより古き字面によりたるに非ずかぶきとの傾く義にて傾國の舞なれば其意をもてさは名付しなるべし是より出たるにやそのかみのはやり詞に世中にへつらひ媚るものをかぶき者といひかぶき廻るなともいへり其後容體のみつくるひて實なきやうのことをうはかぶきともいへり是上傾きにて頭がちなるなれどうつりてさはいへりと見ゆおくに歌舞伎の始りの慶長の〔古記〕に慶長八年八月今年春より女かぶき諸國に下る是のお國と申大夫出雲のもの佐渡へ渡り京へ出踊始る諸人は是を見物す次第に能なり諸國に女かぶきあり云々〔うらみみのすけ草子〕慶長九年の夏の末かみの十日のことなれば清水のまんどうとて袖をつらねて都人云々らんかんに腰をかけこれよりすぐにとよ國へいざや我らいざをんとのさての北野へいざ行て國がかぶきを見んと云ふ〔望一千句〕公方の前もおめぬさは姫かぶきする春の都の町くだり〔翁草〕に國が歌舞伎興行せし芝居の地の始め五條の橋の南にありしを右の橋を只今の所へ

歌舞伎

名護屋山 三郎

掛かへらるゝに仍て其場所御用地になり芝居を四條宮川の西畔へ移されけるが夫も秀吉公伏見より御參内の御道筋に近く憚り有とて又今の東畔へ移されしとかやといへり思ふにそのかみの後世の如くにあらす芝居の竹かこひむしろ張なごにてまばらく興行して又他所に行しなり〔懷橘談〕出雲紀行歌舞伎といへる事近き頃久仁といふ巫女か舞出したり白拍子の類にや云々此ごろのかぶき初めの僧衣を着て鉦をうち佛號を唱へて念佛踊といひしに其後名護屋山三郎といふもの久仁に刀をさゝせ頭をつゝみて早歌を教へ舞せければ歌舞伎といふ羅浮子このことを惺窩に語て云々彼かぶきの歌に比太の横田の若苗とらたふも皆出雲の國里の名にして此國よりぞ初りける貴賤これを興じてけり誠に鄭衛の驕惰浮靡の習ある國なりかゝる淫佚の舞なれば寛永年中に是を制禁し給ふ又小童を女の形に出たゝせて舞侍るはごにいよく男色にふけりて淫風甚し秦の符堅が時に一雄復一雌雙飛で紫宮に入とうたひしも實もどぞ覺えし云々今の小童の舞をも制し給ぞめで度好古が〔和事始〕懶齋が〔唾餘錄〕羅浮醒窩の物語の〔徒然草〕の野槌に出たり久仁が夫山三郎がこと〔見聞集〕に慶長の頃はひ出雲國に小村三右衛門と云人のむすめにくにといひ〔東海道名所記〕に三十郎といへる狂言師を夫にもうけといへり故に醒齋云父も夫も三もしを名につきたればそれを後に聞ひかめて名古屋山三郎に混へしにや名古屋山三郎あるひに三左衛門ともいひいづれかされたかならずくにいもと遊女なるよしなれば彼をも是をも夫ととなへしかそはあるべからずといひて定めかねたり遊女なるよしと〔見聞集〕に遊女とかきたればなりされどまことの遊女に

もあらず幾たりも夫といはむいにかなりこれの遊蕩の意にてまことの遊女といふにのわらじ又後に聞ひがめてといへるも非なり〔東海道名所記〕萬治の刻梓なり〔懷橘談〕の承應二年の記なれば萬治より七八年前に山三郎といひたれば後といひがたしされども〔東海道名所記〕の撰者了意の當時世上の流行何くれと心をいれて知れるものと見ゆれば餘の人のいへる處と異なるも據どころ有にこそ〔鹽尻〕に云森家の系譜をみしに右中將兼武藏守源忠政可成五男の子侍從忠廣母の名古屋山三高信が子なり妹と記せり山三の尾州古渡の人なり又一條に記して云那古屋因幡守敦領が子山三郎後九右衛門と云母織田利部大輔の女山三郎浪人の後出雲神子くにと云女を具し八幡にて女歌舞伎をなす其後八坂にて淀殿とも悪名の沙汰有と云々腹棟仁大夫と云もの由緒書に禁庭北面の侍にて名護屋山三郎といへるハ土佐淨るりに禁中北面の侍名も三郎左衛門の子云々いへるに同じ諸説紛らはしく定めがたくのあれど試にいふべしくにが夫のことに明らかにあるしたるの〔東海道名所記〕のみにて其外の夫を誰ともあるさず山三郎がことを〔懷橘談〕にいへるもくに、早歌を教へ舞せたるのみ有て夫といはず後世を夫とおもひ誤りて虚をつたへしものならむ山三郎も風流のものをなればかゝる者にも親しくせし事もあるべし名護屋三左とある西鶴が〔一代男〕に色道二ツに寐てもさめてしにくみして身ハ酒にひたし云々加賀の八何人なる歎あらず七紋ハ七所紋にや名古屋山三郎が紋ハ土佐淨るり二段めの文に伴左衛門みるよりあれに見えしてうち人の紋ハ巴とみえてあり正しく名もや山三が紋云々菱河師宣が繪にも山三が紋に巴をひき伴左衛門の紋にハ菱めくもの付たり山三が紋三本傘付るハ後の事なり木のうへの事なれば証さばなしがたし傳助が糸より二十郎が狂言傳助が糸よりとて京中これにうかされて見物すと了意も記せり醒齋〔歌舞伎事始〕を引て昔辻々に出せる札の文に云從五月八日於北野名古屋三左衛門

傳助が糸より

お國歌舞
行はる
俊江戸に

在京糸捻女之所作成之一覽念望之人須來見とあるに糸よりといへるに在所女の糸をよ
る體をまねひたるさるがうとあられたりと一へりこの彼事始に欺かれたる也先山左衛門
といふ名の覺束なき事上にいへるが如し又札をたつるに一座かしら立たる大夫の名を書
く事なり「その物語」江戸に歌舞伎はやりし事をいふ處中橋に幾島丹後守かぶき有と高札
を立とみゆ是は遊女が名なり是くは歌舞伎を學べるなり北野にくにが歌舞伎興行の時にくに北野
つしまの守と名乗しかば名を書べき事なり了意が記に糸よりとあるをさかしらに田舎もの
所作とし札の文を忘作したるにおかし糸より延年舞の所作なり「圓光大師行狀翼贊」延
年のことをいふ所其藝さまくなる中に云々糸綸韓神トヨリカサカミ兒童のわざあり傳助
くに歌舞伎の江戸に行はれしことあらく記すべし「その物語」内より抜出て寛永十八年に開版
すくにがことをいひて北野つしまの守と名付「東海道名所記」に五條の東の橋づめにてや
子をどりといふことをいたせり其後北野の社の東に舞臺をこしらへ念佛をどりに歌をまじ
へとある其時の名と聞えたり江戸にて興行ある「日記」に慶長十二丁未年二月十三日從
今日□□觀世金春勸進能あり云々棧敷錢六十貫文有之一人二十錢ツ、大夫共や、こ踊も
さやうに御座候間外聞迷惑之由申札を不立人によりて勸進錢をとる何れも永樂錢なり同
月廿日於先度之能之場所國といふかぶき女勸進かぶきあり御本丸と西御丸との間に諸國の遊女
て觀世金春勸進能を興行舞臺を立
そのかたちをまなび一座の役者をとるへ「雅州府志」に凡能大夫脇大夫在言大夫以下留大小鼓地
舞臺を立
置云々了意の記その時三味線はなかりきかくて三十郎を夫にまうけ傳助をたつ中にも名を得し遊女に佐渡
置云々らひ三條繩手の東祇園町のうしろに舞臺を立さまくに舞とさるあり

よし原町

島正吉村上左近國本織部北野小大夫出來島長門守杉山主殿畿島丹後守など、名付是等の一
座のかしらにてかぶきの和尙といへるなり「羅山文集」佐渡島かぶき、慶長十九年なり了意の記六條傾城町
より佐渡島かぶき、四條川原に舞臺をたてけいせい敷多出し
て舞をせり若上らうといふ傾城屋また舞臺を立て能をいたす脇もつれも地うたひも皆けいせい共なりければ諸ハ
蚊の鳴やうにておかしかりければ後にハ臆地うたひハ男とやさひていたせりありその頃歴々の人これが爲に放蕩なり
ければ女歌舞伎といめられは六條三筋町も追たてられ佐渡島正吉といふ遊女かみがたより江戸へ下る
西朱雀今の島原に一座を立傾城其外へ出る事と止められハ江戸繁昌ゆる三里四方ハ野も山も家を作り寸土のあきまなし然る
はれしハ江戸も同時なるへし江戶繁昌ゆる三里四方ハ野も山も家を作り寸土のあきまなし然る
に東南の海ぎはによし原あり色このみする京田舎の者共此よし原を見立けいせい町をたて
んとよしのかりあと爰やかしこに家作りたりし此物語ハ慶長中のことにて庄司甚右衛門ハ開きしハ先
興なり場所も最初ハ廣し二町四方ハ後の事なり再
本町と號し京町江戸町ふしみ町堺町大坂町墨町新町など、名付家居美々敷軒をならべ板ぶ
きに作りたり扱又本町を中にこめて其めぐりにあげや町と號し幾筋となく横町を割り立たる
時の事なられば儘にハいひがたきに似たれども堺町大坂町ハ今の所なるべく墨町ハ今の住吉町新町ハ新和泉町なるべし
難波町高砂町ハ後に出來たる處さみゆ「原本洞房語」葺屋町の下にて二町四方の場所と下し賜る云々あり是又疑はし
寛永版明曆版の江戸圖にも堺町のみにて葺屋町なし其頃までもこの處二町ハ分らざりしならむ又思案橋本名ハ親父橋
さいへる説あり誤なり古圖を考ふるに思案橋ハ今のあらも橋にてわさくれ橋ハ小網町一丁目の末にありたり其頃
ハ今のさうかん堀ほり留の河につきたる故この處にも小橋あり親父といふハ親家の長といへば似つはしき橋の名に
ハあれさ其時橋はまだなく江戸橋のつきたりよしはらに至るにハ小あみ町より今いふ貝杓子店に出でけしなり「その
物がたり」にくつわと君がて、君がは、ハよふふかきば、のふかぶきの舞臺を立おき毎日ぶがくをなし
りにて云々いへり是又君がて、甚右衛門に始るにあらす

若衆かぶ

若衆かぶき(似せ物語)れかし男ありけりうたひのうたはざりけれよのの小歌を知たり
 けりかぶきする若衆の座にありて云々姉なる女のものの子息也ける男よみてやりける「驚
 破とて雲にのらぬ舞なれよの歌よりはよくどあるてふとなむいひやりける左門がをど
 りなり そのつかみハ歌舞伎の小歌とてふ事を専らす「夷曲集」に歌舞伎若衆小金といふもの「可笑記」正保元年書る
 證卷中にあり
 ある人やふれあみ笠ひきこみ若衆かぶきを見物す其處の繪大夫かづまといへる若衆風折え
 はしに花をさして着ふり袖右のかたぬき太刀を帯背に幣をさして扇を開てまふ傍にあの山
 みさいこの山みさいと書たるの其頃の小歌に「いたゝき連た大原木をといへるをうたふな
 り延寶三年印本「蘆分舟」かぶき若衆の小歌の聲に道頓堀江の魚もをどり云々「懐橋談」に
 今ハ小童の舞をも制し給ふとあるハ前髪を剃て野郎となしたるをいふなり 此制のこ諸書にい
 へれどもその年月を
 いはさればいつの然れ共承應にハ如此又「可笑記」などによるに正保にハ未だ其事なし是をも
 程とも知むたし
 ておもふに石谷將監殿の制なり慶安四年六月役付なれば或説に此事を慶安三年なりといへ
 るハ誤り五年壬辰なり下に町觸みの 自笑「役者伎藝古書」の中に日本はし北室町一丁目横町中村勘兵衛是貞
 享元祿の始若女形中村數馬のみせなり役者油みせと出す始なるべし今に
 繁昌すといへり年代も相「京童」萬治にも今ハ若年のものハ額のかざりをとらしめうるさきかたち
 遊し女形と云るも誤なり 元年 「江戸色」(延寶五年)ひたひかみとせ
 なる時ハ付髪
 とするなり
 江戸よしはら町にて來三月五日かつらぎ大夫かぶきをどり有と日本橋に高札を立る いづれの
 年とも
 前には元和巳貴賤群集し見物す 此下大夫かぶき
 なごりの事あり 大小つらみ笛大この役者の男なり云々彌兵衛

よしはら町歌舞伎

中橋に芝居興行 福宜町

善内が狂言の風情云々取分猿若出て色々の物まねすることおかしけれ 猿がう事をする者の名今に
 志に三左が奴隷猿といふ者のこをばはうさい念佛猿まはし酒に醉在郷の百姓あらゆる物まね物も
 以て猿若の始といへるハ非なり後に山はうさい念佛猿まはし酒に醉在郷の百姓あらゆる物まね物も
 よく似たる物かな この下にかつらぎ大夫自然居士の能としてありけり 遊女ども江戸を拂はるハ條にとか
 くかれらを江戸に置べからず女の數をあらためらるハに和尚と號する遊女三十餘人其次の
 名を得る遊女百餘人みな悉く箱根相坂をこし西國へながし給ふ 是よりよしはら又荒廢してありしな
 後に甚右衛門願ひ出て又遊所を取た
 てし事
 あり
 古屏風の繪四條河原かぶき芝居の小屋にやぐらの下に庵形の札あり其文、定來ル八日より
 於是所六條中の町又一太かぶき仕候、大夫藏人、市十郎、金作、御望のかたハ御見物可
 被成候卯月吉日とあり六條三筋町の傾城出てかぶきせり大夫藏人とあるハ西鶴が「大鑑」
 にも其名見えて於國と一雙にいはれて高名なりし者なり金作ハ若衆歌舞伎になりて此名あ
 るハこの名をつぎたる歟水に車ハやぐら幕の紋なり又一ハ林又一郎なるべし伏見繁花と變
 りて六條に移れりとみゆ
 中橋に芝居ありしことハ慶長中女かぶき幾島丹後が出たること「とろ物語」にみゆ寛永元
 年の頃猿若勘三郎こにて興行す程なくねぎ町に移りしなるべし寛永九年勘三郎西河岸に
 來り福宜町にうつる慶安四年福宜町より堺町にうつれり福宜町の「吾婦物語」寛永十九
 年の版本傳馬町
 をどをり福宜町に至りぬ云々村山さこんが大かぶきさつまたくみがあやつりくわんぞんす
 まふとさかのふ其外色々かざりもなくぞ見えにける 「色音論」ハ寛永廿年の版本なりそれにも福宜町に
 さいんかぶきまひすまふさつまたくみやあやつ

リのはじまりたるかさが能たちやすらひてみるさ
 きハ腹が心もよしはらに二八ばかりの上るう云々
 とをいひて此時ハ福ぎ町に芝居ありこれ今の長谷川町横町の雪踏町といふ處なりといへり
 此説寛永江戸圖に合へり寛文元年辛巳十二月廿三日町觸諸見物芝居物仕候者界町葺屋町木
 挽町五丁目此處にて可仕候自今已後他處にて堅仕間しきこと延寶五年〔江戸雀〕六間町よ
 り河岸に付て北へ半町程行ば東へ通ありふきや町つゝきさかひ町又ねぎ町とも云ふ此處わ
 やつり島原狂言その外めづらしきみせものあり其外あき人ありさかひ町をねぎ町とするハ
 誤れり延寶の古圖をみるに葺屋町市村竹之丞堺町より入口南かはに有り二町の内上るり説
 經かこぬけ居合ぬきその外小みせものあまたあり
 西鶴が〔大鑑〕大歌舞伎御法度の後ハ村山又兵衛が物真似狂言づくしに仕掛大夫子あまた集
 めし云々或説に明曆二年丙申橋本金作といふ女形棧敷にて客と口論のことによりて京都か
 ぶき芝居残らず停止あり慶安五年壬辰六月廿七日此度若衆歌舞伎御法度に被仰付候に付
 町中にてかぶき子の様成せかれ抱置金銀を取公界爲致申間敷事と云町ぶれ有り京都座元
 村山又兵衛芝居御赦免を願ひ出る事十三年にして寛文八年御赦免あり村山氏の大功といふ
 べしといへれ共誤あるべし件の事ハ萬治二三年にても有へきか明曆四年の〔京童〕にも四條
 河原芝居繁昌のよしみえたり
 又云大夫藏人於國が女歌舞伎も絶て若衆をあまたかへ是ぞ世界の花をとり鹽屋九郎右衛
 門座にみし岩井歌之介平井志津摩など申せしハ末代にもあるまじき美少年なり此外四十五人

女形いぶ

舞子ありし是ハ大坂の芝居なり〔東海道名所記〕堺町の條に勘三郎とかや聞えしたうけものが女形とや
 らんことし芝居なりしき芝居さんしきをかまへて歌舞伎がましきことをいたせり女歌舞伎止て若衆を
のまねとあたるを女
形といふ又云故ありて子供の前かみをおろさせる此ほどハ夷屋吉郎兵衛大和屋六兵衛村山又
 兵衛この三兵衛が大鼓を打たく其中にこくもちの勘太郎云々又九郎主馬之介古びたるも
 のかなこれらの道外もの腹すちをよらする〔浮世物語〕四條河原見物の處淨るりのわやつり
 女のかぶき鼠戸によばる聲かしましく覺えて名に高き女かたの上手夷屋の吉郎兵衛をの
 内に大坂庄左衛門江戸勘兵衛が藝づくし若衆共の舞をとる有さまに云々〔太平記〕田樂の條山門
の法師山伏にいさなほ
れて四條かはらに行く處早中門の口もつほごになりぬれハ鼠戸の口も塞りて可入方もしさありこれハ田樂なりこれ
に依て樂樂も同じ構へし勘進能の場の入口今もくより戸を設くこれ鼠戸なりかぶきも昔ハくより戸なり今ハそれなけれ
ども表の格子戸
と鼠木戸と云ふ

其頃承應右近源左衛門といふ者あり〔卜養狂歌集〕に女のまねして狂言舞しける源左衛門と
 いふものをみてよめる「又たぐひあるものてない過去未來けんざゑもんが舞のなりふり
 〔風流徒然草〕小舞のふりハ京四條大和屋傳助が弟子右近源左衛門ハかいいたう下り作
り赤手拭とつき小舞なまけり其後澤之丞云ふ野郎帽子の左右を垂てつつきけり〔糸竹初心集〕かいどうく
 たり「おもしろのかいとくたりや、なにとかたるとつきせじ、かも川志ら川うちわたり、おも
 ふ人ハわはだぐちトヨ、まのみやかはらやぢふせんじ、せきやまさんりをうちわたり、人
 をまつもどにつくとの「みわたせばせたのからはしの志の原やかすむらん、雨ハふらね
 どもり山をうち過てをの、宿とよ、すりはり峠のはそ道、こよひハこゝに草枕、かりねのゆ
 めいやがてさめがぬ、ばんばとふけり袖さむきいふせきをろしにふわのせきもりとざいぬ

海道下り

芝居由緒

御代ぞめでたき、自笑が〔伎藝古實〕に女形起原の承應元年辰年右近源左衛門市村座へ下り女形と云を始む云々〔昔々物語〕右近源左衛門といふ若き役者京都より下り三線彈一人にて源左衛門藝する時今のつらとといふ物もなく爵金の服紗ものに細き糸を付けて額にふり其服紗ものを月代に打くるにより月代をかくす面体奇麗の若者なれば女のこき見ゆる扱藝にて海道下り山崎下りなごいふ道行にうたひ謡ふ間小舞にまふ又業平餅を買給ふ所を獨狂言に舞ふ云々有りかふりの種々の色を用ひしにや或は赤さいひこいにいふこんさいふ赤さいふた似つかはし爵金この狂言を或説に寛文二年のこといへり自笑が説のこは右近さいふより後人聲によりて混ひたる歟とく承應元年下りしならば寛文の狂言非なるべし孰れか是なるを知らず

按るに海道下りの京よりいづくへもゆくことをいへり今俗道中するといふも同じ〔俳諧埋木〕おもしろや花にかいたうくたり月また今どこ下りありくなごいへる下りも此のうつりたるなり〔續五元集〕乞食になれてやすき世を志る町くだり二聲うらぬ茶筌うり〔温故集〕桃隣が案山子の句に「道くだり拾ひあつめてかゝしかな

享保十年乙巳六月芝居由緒書上承應元年又三郎死去仕候付聲村田九郎右衛門と申名代を相立市村宇左衛門并彦作と申者相座元にて右芝居相續仕候此節上方より踊小歌舞三味線の藝者共罷下り一番ツ、のはなし狂言を拵相勤申候且又右近源左衛門と申役者上方より罷下りぬりぎぬの湯帷子をかぶり女形を此芝居にて致初候右市村宇左衛門悴竹之丞十歳の時ふきや町にて玉川主膳と申役者と相座にて狂言芝居相勤候節寛文四甲辰年始て二番續三番ツゞきと申ツゞき狂言を拵仕候其外の芝居にての前々の如くはなれ狂言おどりのみにて御座候西鶴が〔大鑑〕むかし右近左近が時の面影まきはし頭のおき手拭にして大かたに色作りしに諸見物もそれなりけり請取仕組も今に見くらべて過にしことおかしかりき又云それ迄

内証道

茶屋

の舞臺衣裳も唐木綿にさらさの置形地衣装の加賀絹に中紅の裏をつけ浅草島に紫まつくれは見る人驚きこのうへあるまじとされた程のことなりし又云昔松本名左衛門中頃宮崎傳吉今の峰の小曝いづれも美少人の中にも小さらし役者小供の手下よき衣裳を着はしめける千里もかくれなき虎が斑天鷲絨の羽織はつとされたし侍る勤子の唐織着初めし是を手本にいろは形曆小紋袖を争ひけるいれば貞享ころよりよき衣裝を着るこゝなれり正徳四年甲午三月木挽町山村長大夫座の生島新五郎御女中江島と事ありて此遊興に拘りし女中狂言役者數輩并に町人淺草諏訪町宅地其外本小田原町抱地面不殘欠所柵屋善六等遠流斬罪追放等當月五日御評定所にて相極同九日堺町葺屋町狂言座も舞臺樂屋上中下三階棧敷屋根明り取等之様子見分御檢使岡本助左衛門大蘆木曾右衛門立合三方手代地割手代繪圖出來同九日狂言芝居之棧敷近年二階三階に仕候以前之通一階之外無用之事

棧敷より内証道をこしらへ樂屋又の座元之居宅并茶屋等に座敷をまつらひ遊興之儀可爲無用云々惣て狂言役者舞臺にて狂言致し候外棧敷或の茶屋等へ呼候共一切差越申間敷候尤自分宅にても遊興之客呼申間敷事また棧敷にすたれ懸候事幕屏風等何によらず圍之儀相止之見通し候様可仕事また芝居之屋根雨天之節も近年の狂言罷成候様仕候是も前々之通に屋根かろく可致事と狂言役者衣類近年美麗に罷成候間相止之向後絹袖木綿用之可申事狂言暮へかゝりあかりを立仕候儀堅無用七ツ半時分に仕廻候様可致候事とあり

狂言芝居近所の茶やかろく仕座敷かましき儀一切無用可仕候右之趣を以月番奈良より

證文被_レ申付茶屋共銘々住居繪圖罷出不_レ殘見分あり凡茶屋數木挽町之方十六軒堺町同隣町共五十軒餘有之三町狂言座被_レ仰渡之趣を以普請仕直し四月四日出來見分あり棧敷へ樂屋よりの通路差ふさき棧敷の屋根切下け三階の下棧敷一通りに致芝居人溜りの上座敷取拂筵張に仕直し候事四月九日より三町芝居始候様御免これあり

芝居土藏

享保九年辰三月廿六日水野和泉守殿へ上る勘三郎竹之丞勘彌右之者共此度芝居瓦屋根土藏作りに仕候に付別紙の通下棧敷の儀相願申候 十一年已前繪島一件以後棧敷一通に被_レ仰付今以其通りに御座候下棧敷之儀者御免被_レ遊候ても苦かる間敷と奉_レ存候依之奉_レ伺則願書二通奉_レ入_レ御覽候以上大岡越前守諏訪美濃守同四月十日願之通下棧敷可_レ申付 旨和泉守殿被_レ仰渡同十八日願之通下棧敷申付る

三階作り

江戸の芝居の三階作りあり今も樂屋に三階あり〔諸藝太平記〕元禄十四年江戸の芝居の京大坂に替て三重の棧敷にぎはひ聞しにまさる繁昌札錢場錢も上方に二倍してたばこの火さへ買ねはならず

正徳三年四條河原名代改帳村山平右衛門又兵衛倅より平右衛門と云布袋や梅之丞夷や松大夫都萬大夫松本庄大夫藤田孫十郎初森田又男と云享保十年已六月勘三郎書上寛永元年二月歌舞伎狂言御願申上候處被_レ仰付中橋にて芝居仕候寛永九年云々此時の彌宜町にて芝居仕候

三ヶ津芝居の始

〔古今役者大全〕に三ヶの津芝居の始京の村山又兵衛明暦二年丙申四條河原中島にて興行す其處町屋となる故芝居の繩手四條上る處へ引移さる云々江戸芝居の始猿若勘三郎寛永元年甲子二月より中橋にて始云々後堺町にて興行す市村座の中村座二代目の明石勘三郎弟子市村竹之丞葺屋町に芝居を立てゝに泉州堺の人に村山又三郎と云もの有り若年より歌舞伎をして江戸へ藝指南の爲に下り寛永十一年甲戌より常芝居を被_レ立をどり子五六人に能の間の狂言をやつし役者少々交へて興行故此又三郎を以て市村座の先祖とす木挽町の森田座の萬治三年より太郎兵衛といふ者願ひて芝居を立後に坂東又九郎が二男又七を養子とし勘彌といふ正徳午年迄の同所に山村長大夫といふ座元にて芝居ありしが故ありて斷絶す又河原崎權之助といふ芝居ありしが絶たり或云河原崎權之助慶安元年京より下り木挽町にて芝居を立る寛文三年勘彌と相座元となるこれに依て其かんと休座して河原崎名題に代る元禄十七年申二月六日木挽町五丁目狂言芝居山村座取立申候年數の儀御尋被_レ爲遊候私先祖小兵衛と申者寛永十九年午歳より狂言芝居取立仕候當年迄六十二年に罷成申候尤其已前當所に芝居御座候由承傳申候右小兵衛より私迄五代相續狂言盡仕來申候元禄十七年申二月六日狂言座元長大夫勘彌の私共芝居取立候數年之儀萬治三年子歳より當申年迄四十五年に罷成候太郎兵衛と申者木挽町五丁目にて座元仕芝居取立申候て私共先祖森田勘彌を大夫にて狂言盡仕候右の勘彌より只今の勘彌迄四代に成る

郎と申者放下師にて小芝居仕罷在候處其節上方より放下師罷下都傳内と申堺町にて芝居仕候に付前廉より罷在候傳内いにしへ傳内と申右兩人堺町にて銘々芝居仕候處四十年程已前迄兩人共芝居仕其後の相止候に付至只今大芝居取立願難成儀に御座候間私共方にて取立不申

桐長桐

ことゝ舞の條に云へり

歌舞伎事始

〔歌舞伎事始〕大坂の芝居鹽屋九郎右衛門同九左衛門大和屋甚兵衛河内屋與八郎松本名左衛門大坂太左衛門などを名代とす與八郎の行がたなく絶たり九左衛門の九郎右衛門が子にて已前の濱芝居なり太左衛門の福永屋新十郎と改め今角の芝居といふ又此外に大和や甚兵衛といふ名代鹽屋六左衛門方へ戻す今の中之芝居是なり但大坂の今濱芝居とて小芝居あり濱芝居か本なるよし

猿若勘三郎二代明石の弟子市村宇左衛門の子竹之丞に鶴の丸の紋を遺すといへり是寛文四年ころにや

明石か母の中村姓にて紋の角の内銀杏の葉と云へり後これを用ふる事の加賀見遠清が〔江戸砂子標識〕にいへり菱川か書に勘三郎芝居のやぐらの幕の紋丸の内に舞鶴をかけり今の鶴の丸の形ことなり昔の幕の紋にも鶴を付たるか〔堀川百首題狂歌〕安井了忠「舞にしも舞たる鶴の其家の紋と人のいばら左衛門といへるの舞師の紋をよそへたる歌と聞ゆ鶴の

よくまふものなれの舞々が紋に用ひしなるべし勘三郎が鶴の紋もそれらの流にや朝比奈が鶴の丸の紋の中村傳九郎が狂言よりなるべし

延寶五年四月御誕生の姫君様の鶴姫様と申此時御觸なくて後に御觸ありしとみえて元祿三年二月一日鶴字をかへ目印など迄もかへたるなり白粉のかんばんの鶴を鷺にかへたるも此時なり西鶴が名を西鶴とせしも是なり

野郎ほう

野郎ほうしのもど假髪を制せられたる故なりされども猶かつらとかけたる女寛文四年町觸辰正月形ありと見えて師宣が書にあり八日堺町葺屋町木挽町五丁目諸芝居仕候者共へ被仰渡事やらう并女がた仕候役者かつらをかけ申間敷候但手巾綿ほうし不苦事狂言づくしの不及申淨るり芝居説經芝居并舞々芝居其外諸芝居にて島原狂言仕組傾城の眞似一切仕間敷事勿論少もつけ髪仕間敷事そのかみ傾城買の狂言はやり是を島原と云

正徳四年山村座のことありて絹衣裳に改らる今の如くかつらを着るにいはうしの不用ながら猶女形是を用るの聊古き姿の残れるも平生額をおほふに用るものなればかくかつら付髪さへ禁ありしかど寛文の末の頃に女形の若衆前髪剃らぬも有しと見えて其頃の芝居役者の〔評判記〕にみゆ

芝居衣裳

〔我衣〕に芝居衣裳の寶永のころ結構になれり金入縞子ぬひ縮面とんす天鷲絨熊皮半天金滅金銀打ふかれども道具立の山みすどてすだれに山或の野立波田家の繪などかきて其けしきを學びたり正徳享保に至りて中村傳七と云ふ作者勘三郎いとこ道具立丁寧を始む

宮地芝居

役者わき
ありき及
居所の制
限

寶永の頃水木辰之助下りて元祿四九年なり丸きひたひぼうしをかけたなり是より前の前がみかつらを付紅の切にて鉢巻をまたり其後元祿の頃萩野澤之允京より下りさかりぼうしを始むこれを澤之允ぼうしと云ふ又役者惣身へにて染ること天和年中市川團十郎始めたり

〔紫一本〕に白山明神表門の駒ごめの方にあきたり裏門の小石川の方なり爰にて日向大夫と云はうか大夫芝居を仕る染之助小源太幸之助なんと云ふ陰郎カガ共女房若衆がたをする芝居の圓座うり錢とる者も皆在郷の物ぐさ太郎の初心ものなり

元祿中のことにや〔風流徒然草〕に京四條おやま瀬川竹之丞藝子のほまれ江戸へ聞えけるはとに市村竹之丞芝居へかへ竹之助と改めて顔みせより出けるがふと心おくれし役者を捨て遁世せんとて引込居けるを神明の定芝居七大夫といふ座元不便に思ひかへたりけり此竹之助上方にて立物なりける故わけて此處にていはやりけるされば角大夫ふじの道行を歌上るりに作りて我もかたり小三郎といへる野郎におしへてかたらせけるふんやふしの江戸にていゝらざる故にや多く人もかたらがた女郎の風の竹之助京者なればよくうつしけり今の七大夫座の子共の學びけると也此七大夫も山村座一件已後社地と過ぎ三座へ出て狂言をなす云ふ宮地芝居古きことなほあるべし

宮地芝居一旦停止これあり〔正徳四年三月十八日日記〕に見えたり

役者どもわきありき又居所のことむかしより法度あり寛文二年寅正月十九日野郎共乗物にて方々ありき候由自今已後馬駕籠惣てわきありき仕間敷事同廿日野郎ども宿方々に有之故吟味成がたく候半間さかひ町ふきや町ないし木挽町五丁目の内へ早々宿替可仕候彌仕

昔江戸に
女形稀也

はら詞

獨り狂言

形舞仕かたせつきやう狂言盡しの分屋敷方の不及申町方にて一切脇ありき仕間敷事また凡寺社境内サ、幕芝居の興行百日を限りて又願ふべきものなり幾年にてもかくの如し昔の江戸に女形出来る事稀なりとみえたり〔色芝居〕正徳年間江戸の芝居見物を評する處いつもか上たからとさへいへば女形をもてはやし京でくらはれぬあかべたのけふ迄腰元役さていお姫さまにしてのけておいた撰屑を一枚かんばんにして云々けふの上々吉など、評判に逢ふさりとてい愚なり云々〔諸藝太平記〕に江戸の女形名人といふ分の皆上方の下り役者なればわきて評するに及ばず云々

又江戸の芝居見物の者を云ふにさりとてすがたに似ぬ心ざしの花車な所あみ笠まぶかに引込でなかゝとのほめ詞一きり風流に見え侍る

〔色芝居〕に深あみ笠の男大わきさしいかめしう横たへたて衆とみゆる風俗して雲井の前がせりふの最中を止めさせて長々とほめことばこれいまんざらの添になりて札錢の外になぐさみと喜ものもあれどもこんな處が田舎げいゝやの爪はじきして悪かるもある云々

〔世事談〕に神田多町わらや治郎兵衛と云もの獨り狂言上手なり寛文延寶の頃なりといへり是即似せやらうなり

〔江戸鹿子〕に座敷獨り狂言日本橋南二丁目松村休閑南八丁はり一丁目道具屋九右衛門新ばしを入るぬしや惣兵衛など見えたるも同じものによししこれの人の形の獨つかひ歎ともおもはるゝよしあり

若衆能

似せ野郎

狂言作者

若衆能後にも有しとあり丹前能風澤一作尼崎大物の浦より難波の濱に行船の乗合のめんく世間の噂龜山の敵討の近い頃芝居のどれが時花ますされば嵐三右衛門が京にて座元するのめづらしい事書中に元禄十四年の年號あり龜山仇打此年の五月にあり然ら此書この年の秋冬の間に作りたる物大金に嵐三右衛門三代打つてきての座元其後中絶したれ共養子松之丞三右衛門に成て座元と勤めし故四代の座元と號す有る是の初めなるべし萩野大和屋水木など大坂へ下る雨夜三盃機嫌に女形若衆方の部に水木龍之助萩野左惣して役者の車輪の如し扱此ころ生玉の八幡にて馬之丞あり又男形の部に大和屋甚兵衛あり是なるべし神原小四郎と云ふ若衆又天満の神明にて宇田小次郎と云ふ男色雙方互格のきりやう南北にわかつて能をすれば諸人見物山をなすといふこと見えたり神原ハ誤字ならん神山小四郎にありとる歟延享四年没といへり似せやらう寛文六年午六月十一日町觸町中に似せやらうを拵へ付髮裝束など持參致方々へ參り又借裝束などにて狂言致させ候由相聞え候自今已後改之左様之者於有之の捕へ可差出候云々又寛永六年丑七月狂言芝居の野郎并狂言に不出前髪有之者外へ墜遣間敷旨前々より令停止候處頃日右之族方々へ參藝致候由相聞不屈に候向後木挽町堺町野郎子供の不及申役者共又の白人にても藝致候者一切外へ參間敷候云々

狂言作者の(金子吉左衛門問書)云彌五右衛門の花車方にて狂言作者の名人なり昔のはなれ狂言なりしが今の二番つゝき三番つゝき此彌五右衛門に始る富永平兵衛の彌五右衛門についでての作者なり今顔みせの役者付に狂言作者と書こと富永平兵衛始りなり延寶八年暮の顔みせなりといへり役者の坂田藤十郎なども狂言を作れり民屋四郎五郎が(續耳塵集)に音羽次郎三郎の上手のうへに狂言立ることも達者なり云々按るに昔村山又兵衛座に杉三安

つらみせ

河原者

鹽屋九郎右衛門に近江屋久四郎都萬大夫に近松門左衛門等の作者あり門左衛門の外のみな作者を業とするものにあらずそれより後の安達三郎左衛門金子吉左衛門江戸にて津打治兵衛など専ら作者を業とする者出きたり

平澤氏の(後の昔物がたり)に或老人顔見せのことをつらみせとのみいへり昔のつらみせと云しと見えたり小野寺十内がふみ妻のおたんが許へ送りたる文をあつめたるを見し事あり此文の内に幸右衛門も此間若衆と同様つらみせを見物に參候とか書たり父かけふんでんつくでんの前を通りて杯といひしんでんつくと芝居のとなり堺町を通りしといふことなりといへり(伊呂芝居)正徳の野郎の事といふ處つらみせの所作事云々又菱川が畫の(十二月遊)といふ物にも顔みせをつらみせとありされども古く顔みせともいひたり(洛陽集)八年印「顔みせやありし昔の初芝居一加(温故集)正徳二年撰句「顔みせや此二町まち明の春巴人「顔みせや先月までい奈良の京超波但し發句などにつらみせとはいふべからねばにや思ふに是も奴詞なるべし

歌舞伎のものどもをかはらものとといふの賤めたる詞なり河原にて始めたる業なればそのものと伍をひとしくいへり(似我蜂物語)に今の都のはやりもの「かはらかぶき子いらばの茶わんといふ童謡ありかはら者といふこと(雍州府志)にも伊勢守の記を引て云、寛正六年八月、今出川殿夫人安産、當年異吉方也、云々、河原者四五輩、先行預掘土、置壺胞衣桶、以赤白絹二編裹之、典藥頭取之納壺内、云々、此時住河原者、主納藏掃除、また(職人盡)穢多の歌に

「人ながら如是畜生ぞ馬牛のかばらのもの、月みてもなぞ〔夷曲集〕に四條かはらにてよめる宗恒」よせ大鼓日にてれつくど打いづる波の音まで河原ものかな

〔皇朝類苑〕何樓條下、俳優人言「河市樂、説者謂起石駒馬、在南都其家樂甚盛、詆誚南河市中樂人、故得此名、其實不然、唐元和燕行記」其中已有河市字、大都是不隸名郡中、在河市者散樂名也

瓦舎衆伎

漢土に雜劇また樂戸をすべて瓦と云ふ又瓦舎衆伎など云ふ〔古杭夢遊錄〕に瓦者、野人戸易散之意也とありこのかわらひこゝにていふかはらとい殊なり

男舞

大頭のと前にいへり其流をくむもの寛文中より御免の舞芝居の名代正徳三年癸巳十二月〔四條河原名代改帳〕に仕形男舞又大夫右又大夫元祿四年病死仕形七之助名代相續相願元祿六年御免有て又大夫と相改

女舞

女舞大頭柏木寛文七年女舞相願候御免有り其後元祿十一年寅年娘れんに名代謙中度奉願御免にてれん柏木と申候女舞笠屋三勝同笠屋新勝同吉かつ同

たちやおくと有り〔歌舞伎事始〕に男舞名代笠屋新太夫笠屋なつ子孫新勝と云もの、一子三郎兵衛寛文六年名代御赦免あり三郎兵衛が先妻を萬勝といふ三郎兵衛娘を春勝といひ以後妻せんと云ひしを後に新勝といへり夫より姪さつと云ものへ譲り則ち新勝と改めそれよりつやと云ものへ譲り正徳年中に宮地芝居御停止になり享保元年四條にて後の新勝前藝唐子をどりをして後女舞のわざをなし兩年勤めしに女藝を禁じ給ひ享保十六亥年九月廿三日新太夫と改り元文二巳年閏十一月後の新太夫ゆづりをうけ又今の新太夫へ渡りし也〔同書〕芝居名代と擧た

座元名代

女舞

る處に女舞大頭柏木同笠屋三勝よしかつたちやくに仕形男舞又大夫同丹波右六株、今絶たるもあり當地に居住なきもあり延享年中一勝と云もの大坂にて大頭を催したり

小歌にうたひし半七に馴染たる三勝といふ者此株の内なりといへる大なる誤なりそれの箕屋三かつといひし者なりといへり箕屋三かつといふものも舞子なごにてありしか元祿八年乙亥十二月七日難波千日寺にて三勝半七情死せしその翌年正月二日より狂言にまたりし時の番付あり彼所の墓の其時芝居の役者半七に杉山勘左衛門三勝に花井あづまみのや平左衛門に座元岩井半四郎等三人が建る所にて石の表に嵐雪月照信士月雪妙霜信女と刻せりこの故に〔俳諧師嵐雪が集〕にあかねやみのやと聞えたるなき名の流れ止る處の千日寺の蓬生の露と消かへりぬ盆のこの頃の夜ことに群聚して逆縁に吊ふ婦人もあまた侍りけり戒名嵐雪月照と石の塔婆に彫入たりあるまじきとならねを折からのおもひがけず覺え侍りければ「夢によく似たる夢かな墓参り或云元祿八年十一月六日大坂長町みのや平左衛門女おさん和舞まひ又大夫の大坂にて没したり〔夷曲集〕にそれが辭世の狂歌あり又西鶴が〔義理物語〕五年御堂前の仇打のことをいふ處又大夫が舞を聞とあり同年の〔草子盛衰記〕に童部人に札もらふて又大夫が舞の芝居へ行と云へば札は只でも草りが地からはゆるカ云々是又大坂のことなり舞を聞といへるにてうたふことをむねとすとあらる女舞のまひを専とするなるべしかの新かつが唐子をどりのむかしくにがや、子をどりの遺意にや〔鷹筑波集〕に涙ほろ／＼ともし火のもどや、踊夜の更る迄ならすらんと有の幼きもの、踊をいふ盆踊のならしにや古き日記におくにがをどりなや、子踊云々あるもくにがをを踊りしをいふにておくに歌舞伎は何にもまかいふことにはあらず猶昔盆のなごりならしもあるべし

仕形踊

やいこ踊

切脇ありき仕間敷候事仕形舞さいへは所劇場の事學ばするやうのとり近き頃迄も江戸になかりき〔落穂集〕に今時町中にて女子供集め踊を教へ又小歌淨るり三線杯教へ渡世する者いかほども有之已前よりの義に候哉答云我等若年の頃迄踊子杯と申者の假令高給を以て召拘申度と有ても一人もなく三味線と申物をば盲目の女より外にひき不申候事の様に常の女少しならし覺え候者有之候へば世に珍き事の様に申觸候當時の件のごせ杯と申者のさたもなく野も山も踊子三線ひきばかりの様に成候元祿の初ころの義にても可有之哉云々是の萬石以上の郡主或の國主方へも奉公可爲致望にて物入をいとはず稽古致させ申事に候とあり〔寸錦雜綴〕に踊子稽古本を載て云志賀山萬作の元祿の頃の舞伎の師なり天明五年中村仲藏中山小十郎と改名し志賀山一流の三番叟をつとむその子萬作仲藏となる又小十郎と名乗る今に志賀山一流をたつる〔原本洞房語園〕近年町々に踊子といふ者時花出て寛永年中九二が類なる歌舞伎の女に紛はしくなりし處に是亦御停止にて漸止ける享保五年と有り是今の町藝者と呼ぶもの始なり上がたにて猶ふるく見えたり西鶴が〔一代女〕に萬治年中酒樂といへる座頭みやこにのほり風流の舞曲を工夫して人の爲に指南をするに小女集りてこれを世わたりに習へり歌舞伎にあらざるはしき娘を此業に仕入て上ツかたの御前様へ一夜づゝ御なぐさみにあげゝる衣裳も大かたに定めり紅かへしの下着に箱かたの白小袖をかさね黒きをぎゑりをかけて帯の三色ひだり繩うしろ結びにして金作りの小脇差印籠巾着をさげて髪の中刺するもありつとして若衆の如く仕立ける小歌うたはせ踊らせ

とどり子
町藝者

舞子

酒のあいさつ後に吸物の通ひもするなり又〔一代男四〕舞子踊子のことをいひて一人金子壹歩なり顔うるはしく生れ付やさしきをちいさき時よりこれに仕入てとりなり男の如し十四五迄の女中方にも招きよせられ其程過てり月代ををらせ聲も男につかひなさせ是を寺方のかよひ小姓と申云々虚異なれども歌舞伎ものに同じ〔風流徒然州〕に中村勘之丞扇の手踊の中にてふりのよき事をえらびてゑがはのおかつといひける女に教へて後に袖とめけれど人みなをどり子とぞ云けるねかつが妹松野といひける此藝を續り是舞子の開山なり折ふしのはやり歌をわけて謠ふ其後かめやの小三郎多くのをどり子供を取たてたりかまはらひお梅が鈴のふりもあり水木おはるに教へけるとそみゆ是かの志賀山の始なるへし〔色芝居〕に舞子をいふ處水木が七ばけ澤之丞が淺間の怨靈こんくわいの鍵をどりのと恐らく知らぬ事なき番敷にかさまよき鳥のかれかすと此親が願ひも至極ながら云々〔五元集〕に青山邊にて「踊子を馬でいづくへ星の北といふ句あり馬にて迎ふるをいふなるべし借駕籠制禁の頃とみゆ此踊子といふもの始終絶ずして後の名のみにて踊りいせずそれより藝者といふ事になりぬ明和安永天明の頃女藝者はやりて江戸端々遊所いさらなりいづくの町にもなき處なかりしとぞ

又窺はらひの巫女の一蝶などが繪にも見えたり〔一代男〕にあらおもしろのかま神やおかまの前に松うゑてとすしめの鈴をならしてあかたみこきたれりまたにひはた色のえりをかさねうすぎぬに月日のかげをうつしちはやかけ帯むすびさげうすけあやうしてまゆずみ

窺はらひ

巫子

こく髪のおのつからなでさげその有さままんじやうなるの中々おはつのはぶんにていなる
まじ西鶴が「大鑑」に龜拂の神子男は、
りの内と心くるともみえたり
巫子明和七年新止るり「往昔摸樣龜山染」笠もりお仙も團子丸めずにはだして通るならふこ
どならあの後家を湯しまの天神の巫子にやりたい是の明和六年己丑二月四日より湯しま天
神の祠にて泉州石津の大社惠比須開帳にて詣人群集すかぐら堂に二人の乙女かぐらをなす
名をお波お初と云ふ振袖の上にはやはを着たり容色うるはしく人皆これをめでたり神樂み
この美をゑらむこと此よりなり錦畫にも出す

物真似
聲色

物真似狂言盡の役者等が身ぶり聲色をまねぶ是又物まねなり「輕口咄」に臆病者寺町通を夜
行して芝居役者の聲色つかふに怕たる處におきつかひなされます今この役者の物まねぢ
や元禄十四年
の咄し木也むかしも夜行に口慰に聲色なぞつかひしなりされども多くの期間また乞食な
ぞのする事なり「江戸真砂」に正徳頃芝居一番切の追出しと云に成て木戸にて人よせに色々
のはなしをして人足をとめるあやめや平治とて大坂より來り兩國の大木傳四郎が齒みがき
の口上かける男芳澤あやめの聲色をまねけるが又紺屋町にて山城やと云酒やの下男藤村
半大夫が聲色をつかひけるを平次すゝめて主人にいとまを乞はせて共に芝居の木戸に立て
聲色をつかふ聞人感心あける是江戸にてかぶき役者の聲色つかふ始なりと云り享保の頃冠
り付「だまつて居我聲色をさく樓船、おくら門徒教主善兵衛はじめ芝居役者の聲色をつかひ
齒磨を賣て吉原に入込で世渡りし者なり近世に風來が「放屁論」に鶴市が聲色の其人をこ

にあるがとしといへり安永頃新地中洲にぎはひたりしに鶴市といふ小屋ものよく芝居役者の身ぶり聲色
とつたり同八年ばかりの事にや柿色の素袍を着て堺町より拾められたり又金作
小藏とて不斷酒に酔てよく金作が聲色まねぶ乞食高名にてありしこれらのわざむかしは今
の如くよくするもの多からず今ははなし家と稱する者又芝居の木戸番ハ更なり
齒球賣などみなよくつかふ故高名の者もすくなし「天狗鬨體鑿定縁起」
の序に近時人の名を賈て開版する俗文ありといふ處に先生笑云我飯を喰ふて人の聲色をつ
かふも皆人々の物好にて旨萬人目明三人賣るも本屋の渡世なれば強て答るに及ばず云々
「俳諧時津風」明和菴から出たる盜人の耻、丹胡粉霞寶樂屋のすき通此付句乞食芝居鶴市
なまをいふなるべし
「後の昔物語」に聲色をつかふにうけとりたりや其次は是も同く役者にて市川ゑび藏て頼ま
すそこの仕出しの市川ゑび藏と留つた時でつかひ出す杯も今の古風となれり雨の降夜
のしはゆかしなぞの先づなきことなり又五人とか七人とかつかひ仕まひて留めに短きせ
りふのやうなることを昔のこは色つかひの言ひけりこれも今の聞ず其言ふこと長い恐あ
りわけの云々こゝらでちよつと留袖やふり袖さまへのおいとまでとほらやまつて申すと
云やうなることなりといへり今も芝居の木戸にて二人かけやひに狂言の役わりをよみ聲色
をつかふことあり今の物語にいへるの此體にひとし
にはか 茶番 素人狂言 順の舞 かぼちやをどり なれこまひ 猿若 鳥追 大
黒舞 春駒 獅子舞

にはか

にはか「一代男七」に島原にて戯ふるゝとをいふ條に彌七志ゆるばゝきに四手切てむして
より連子といふ
なるべしよつと出せば丸屋の二階より大黒えひすをさし出す云々猫に大小さゝせて

茶番

出せばからざけに楊枝加へさせて見する彌七えぼしきてあたまさし出せばむかひより十二文の包み錢を投る云々の事猶いふたぐひ女郎も男も殘らず三處の二階をながめ人々して古今まればなる慰み是なるべしと興に乗じてまた所望々々といふ程に後の大道に出てもんさくいづれか腰をよらざるいなしといへり是にはか江戸にて茶番など云ことの始めなるべし「一目千軒」に京師島原の中堂寺村に堺の住吉を祭る社ありもとすみよし屋太兵衛といひしもの、勘請なり住吉屋廊中に入てまた住吉の祠を作るこれを中堂寺村の御旅所とす享保已後祭事華美となれり毎年五月十九日より練物出づ廿日より廿六日迄日暮より大夫練物出づ廿一日より廿九日迄暮方より若連中ぬり物廿八日に練物廊を出て中堂寺村本社へ參て西口より歸る夜に入て他所よりくるわへ灯笼作りもの俄などあまた持來り夜明る迄京町中の老若男女群聚することたびたびし別して御影供につきて大紋日なるよし委く記せり此事いつ止たる歟今ハ聞えず「孔雀樓筆記」に市井輕佻の徒の遊賞のこと何も同じことと思ふべけれどその中には是非なきにもあらず云々にはかといふものあり是の甚窮乏の相をあらはす彼にはかといふもの始りて三十年ばかりになるべし近年はますます熾に行はる小家など持たるものも公然としてこれをなし恬として恥をあらさず多の裸身またいはだをぬき頭面手足或の全身に丹墨藍粉などをわざと拙く塗りくまどり種々醜怪の狀を扮し白晝に大道上を寛歩す今宮祇園御靈の祭などに彼輩幾群ともなくあかも大形その近邊の者にてぞ有ける聲をかけて所望といへば立止り或の無根の戯語をいふ或の得もいはれぬ身のはたらきをなしてゆく冷眼にて

吉原のには

これをみればそのまゝなる乞食といふべし云々孔雀樓ハ清田君錦が誠なり此筆記明和戊子冬云りかハ記せりそれより三十年前ハ元文四年なりれば「一目千軒」にいふ所即俄と名付て一種の戯事となれるが始とみえたり江戸の吉原町にはかも同じ頃にや享保十九年甲寅八月九郎助稻荷正一位大明神と官階ありて其祭禮に起れりそれ故近ごろ迄も俄の内大門口に葉付の竹二本左右に立ゑめ繩を引はへてありしが今いさる事もなしとぞこれハ俄ハハハ紙圍神輿洗のれり物ともいへるものなり

座敷茶番

座敷茶番といふものも此俄に似たるものなり江戸にて芝居の役者共顔みせの頃樂屋にて茶番餅番酒番などしてその番にあたりたる者より變する事あり色々たはれたる趣向を盡すなり茶番の名は是より起る安永二年茶番狂言を書たる「當世作の種」といふ小本あり茶番といふ其頃よりの名なるべし何の番の當るなど云ことも古き詞なり「高館の草子」に辨慶かねてこんどいそれがしがばんにあたりて候と申もあへず云々

素人狂言

素人狂言前に云る似せ野郎の類なり似せ野郎ハ「賤小手巻」に豊後ふし義太夫ふし夥しくはやりてを業としたるものさみゆれば又異なり三線の流行甚し歴々の子供總領より初め次男三男せざるものなく朝より暮迄音絶ず此わけ句下かたといふ歌舞伎の鳴ものを素人よりたかりてうつ其弊遂に素人狂言となるみなこれを企て處々に催す歴々たる者河原者をまねて女形立役敵役にて立さわぐかゝらぬ戯なり寛政より皆やみて正風體となる黒ちりめんの當世羽織いづくへかなくなりて皆もめんの馬蹄或の麻の羽織なり落書に「年をへし三筋の糸の音絶て羽織のたてははころびにけり」順の舞順字古くすむといへり「源氏物語風」におほみきあまたたびすむながれて「同藤の

順の舞

〔羨葉〕みなすむなかるめれと云々順流にて次第にめくる盃なり〔室町日記十三〕織田信長公節振舞の條大さかづきにて上戸も下戸も押ならしに給べき由仰らるゝ扱御肴に順の舞あるべしとてめんく嗜ける藝とをもどり出て舞つうたふつ入みだれて云々沈約が〔宋書十九〕魏晉以來尤重以舞相屬所屬者代起舞猶若飲酒以栢相屬也謝安以屬桓嗣是也近世以來此風絶矣このおのれが舞ふべきを人をしてかはりてまはしむるなり順の舞のこと心得るの非なり〔櫻陰比事〕下戸迄も我を覺えぬ程の酔のまぎれに順の舞の藝づくし云々古き前句付にたれすく御酒宴に身の夜からすの順のかあ明和二年〔川柳點〕首尾のよい摺子木で座中をさらふ順の舞

〔後の昔物語〕に大文字やのかぼちやと云ふ歌流行甚しかりし寶りやく二申年と覺ゆ此かぼちやぶしにてよし原の女郎名よせの歌あまたあり云々馬文耕〔武野俗談〕京町大文字や市兵衛其形みぐるしく頭のかたかぼちやに似たりとて爰に京町大文字やのかぼちやとてとひよつとくるわの地廻り男のわる口にいひしが流行し來る客ごとには是を聞てうたひ段々と江戸中の口にかゝりてはやり歌となれり天明五年の〔ざれ冊子〕に雪の柳のそのきのさまはと云唄にてをどるをちやみこをどりと云ひ暹羅をどりなり甘蒲塞も其あたりの國なればかぼちやをどりともいふ其國から出たるをどりと云り戯作なるべし

〔類聚名物考〕になれこまひの馴講舞なり小舞にもならず法花八講をもほけはこと云ふ無禮講をもむらひこといふ例にて互に心やすくなれなじまんとて寄合講をして舞遊ぶ

踊かぼちや

ちやみこ

ひなれこま

御寄講

猿若

を云なり今世俗にも何講と云て會交するみな寄合て舞かなで遊ひ樂を云なり一向宗の家にてハ即御寄講といふ聞えたり云々古日記をみるに講と云ハ今世の講釋にハならず大に異なり講會の式あり〔台記〕にも庚申毎に老子を講せられし事あり寄合て物語し聲明となふが如く中の要文を唱ふる事と聞えたり〔平家物語〕の島にて流人の中間入講の寄合なり今江戸の風俗に小兒の遊ぶにめかくしこと云やらずことと云も講の意にて講を結び約束かたむる意にて皆小にもあらず子にもあらずぬなりといへりなれこまひハおもふよしあれどあはらくこやらずこもみな聞ざる事なり但し何事にまれなせをいふ事にあつこなしなさいふハ爲る事なけれのついまりなるべければこは事の省かりしなり然らば目くしこハ目くし事やらすこもみなおなじかるべし〔人倫訓蒙圖彙〕のものもらひの部に猿若といふもの有り歌舞妓の猿若がまねしてありく乞食なり其注に一人狂言なり滑稽優人にて人を笑する事をいふ今の猿若是なり或説にハ猿若といふハ永祿の頃名古屋三左が僕の鈍者三左是を愛し芝居にて狂言をけるを諸人もてけう此ある説ハ〔雅州府志〕等なりとけりより此名は生まれりと未是非を知らず三左が僕といふ事もとより虚談なり論ずるに足らず猿若ハ猿樂狂言の冠者の類の名にて人の實名にハあらずざるを拘肆戲房のうへの名として今の道外と云ものと異ならずなれり按るに〔元曲選〕に雜劇有正末副末コウツ狽、狐、靚、鵝、猿、提、譏、引、戲、九色之名、正末者當場男子能指事也、俗謂之末泥、副末執、磔、瓜、以、扑、靚、即古所謂蒼鵠是也、當場之妓曰狽、々、狽之雌者也、其性好淫、今俗訛爲旦、狐當場粧官者是也、今俗訛爲狐、靚、傅粉墨、獻笑供諂者也、粉白黛綠古稱靚粧、故謂之粧靚色、今俗訛爲淨、妓女之老者曰鵝、々、似鴈而大無後趾、虎文喜淫而無厭、諸鳥求之即就、世呼獨豹者是也、凡妓

女總稱曰狻、々亦猥屬、喜食虎肝腦、虎見而愛之、輒負於背、狻乃取、罽遺虎首、虎即死、取其肝腦食焉、以喻少年愛色者、亦如遇狻然、不至喪身不止也、捷譏古謂之滑稽、雜劇中取其便捷譏諷、故云引戲、即院本中之狙也、とありおよそ末といふの始に出るものをいふ始を末とするの反言なり且の女がた淨のやつし其餘おして知べし捷戲と引戲の二名なれどもその事同しと見えたり是院本の狙なりといへれば渾かたなり院本と雜劇と名目異同あり狙も狻もこゝに産せざる物なれども猥屬と見えればざるの類なり狙と狻との同字なりかの狻若の名に似つかはしそのかみ是を取て名づけたる歟又の唯狻のわかしげなるにとりて付たるにもあれ右の義にかなへり若の何若と名に付こと多くあり其後に傳會してあらぬ事をいひ又狻若を狻次郎といひ鹿藏といふ者をさへ作り設て僻事をさはめたりそを信て物に記せり〔奇跡考〕なごの犬のそら吠なるべし陶九成曰、唐有傳奇、宋有戲曲、金有院本雜戲、而元因之、然院本雜劇、釐而爲二矣、院本則五人、一曰副淨、古謂之參軍、一曰副末、古謂之蒼鶻、能擊衆禽、未可打副淨故也、一曰引戲、一曰末泥、一曰孤裝、又謂之五花鬪弄、或云、宋徽宗見罽國人來朝、其衣裝鞵履巾裘、粉墨、舉動可笑、使優人效之、以爲戲、又有猥段、亦院本之意、但差簡耳、取其如火、燄易明而易滅也、其間副淨有道念、有筋斗、有科汎、教坊色長、魏武劉三人最著、魏長於念誦、武長於筋斗、劉長於科汎、至今樂人皆宗之、院本名目多不具載、然金章宗時、有董解元所編〔西廂記〕、世代未遠、尙罕解者、況今雜劇中、曲調之冗乎、因取諸曲名、分調類、以備好事稽古者之一覽、云と〔榎耕録〕に見えたり

鳥追 女大夫

鳥追のもどより一種かゝるもの有しにあらざ千秋萬歳が士農工商の家に行それの職分に付て祝語をうたひし其内にて田家のためにせしものなり今江戸の鳥追の非人の女房娘にて常に淨るりなごをうたひ三絃ひきて來る故俗に女大夫と呼あるまじき名づけやうなりこの女共春毎に衣服の木綿なれども新らしきを着て三四人ツ、一組となり三絃胡弓ひきつれていとかしましく唄ひ來る一つの程よりまかるにか〔雍州府志〕悲田院の條に今專乞人酋長居之、惣謂與次郎、又自元日至十五日、着笠以白巾覆面、而敲手唱祝語、倚門戶請米錢、是號敲與二郎、又稱鳥追、元民間出自追、拂田疇鳥之辭者也といひ〔訓蒙圖彙〕にたゞきとありて注に鳥追と云り何れもかくあれは敲といふが本名と聞ゆ其圖の二人にて掌を扇にてたゞくさまなり江戸の鳥追といいたく異なり古き鳥追のうたひものを浪速人の注したるあり〔青陽唱話〕といふ多田義俊が鳥追の歌の〔殿うつり物語〕に似たりといへるによりて其事の似かよふをあるせる由注の内にもゆされ殿うつりのこの注者も予いまだみざる所多田氏の僅に所々書置るを見るのみと云り殿うつりの〔枕草紙〕に物がたり住吉うつば殿うつりとあればいとふるき物語なり其是非はばらく置て先この注者の解しかねたる處ひとつふたついはむ「あらけもよんにあらふ」注よにとはよねなりニと子と通ずといへるの非なりあらけの精米なりそのうへに米といふといかゝなり是のよく洗ふと云事なりよきをよといふの〔萬葉〕に吉事をよとへりはぬるの語勢なり「まぢもさかえさふらふさかいてがじやうに」注殿も町も榮ふる故に鳥追も來るよし歎まかれどもまやうにといへる古語

さゝら踊
ごり追や
ぐら

未勘といへりじやうといふと此外にも一處あれどもいづれも注なしこゝに至りて始てか
 くいへるの注者解しがたかりしと見ゆじやうの定にてさわるべき事をいふ也〔今昔物語〕に
 季武が川をわたる一定をみむとてひそかに季武があとにつきて急げるなどある是なり、
 せのやうだのちよさけがまめなば〔注未勘とあり是のいと覺つかなければ伊勢の陽田今の山
〔和名抄〕に陽田と出てヒナタと訓の千代さかの誤れるにや千代の松坂といへば千「よもてをねるかとの
りやうたさ訓の後のことなるべし代さかといへるにや
 手をねろふか〔注未勘と有りよもてのおもてなるべしねるのねりゆくなり〔萬葉〕に奈良の
 みやこをねるの誰が子ぞなといふねる也家の内ながら廣大なるにいはば何れの方をねら
 むといふなり手の表てうらてなとのてなりおもふに是の義俊が寫し置る物の異本にて千秋
 萬歳がうたひし物の一種なり〔宗因千句〕御出入を申門こそのかなれ幾はなしけむ鳥追の
聲のなにいふにあらじ
 奥の仙臺城下正月十四日の夜家毎に床間などに松一枝を置たるを取て門口に立かけ紙の塵
 はたきを持ってゐのゑゝかのゑゝ尻のもつくりやべくくほうひくくと呼是を鳥追と
 云ふ
〔松の落葉〕さゝら踊やんらめてたややんらたのしやサツサせちよやまんちよの鳥追がま
 つた云々さゝらを持って踊る故さゝらと名付たるのものとよりながら此部類をさゝらと云り越
 後にての雪を高くつみあげて小兒其上にのぼり鳥追のことを唱へて遊ぶ是を鳥追やぐらと
 いふ

大黒舞

大黒舞〔半井ト養千句〕布袋も笛をふくや秋風身にしめて大黒舞をみさいなふ〔滑稽雑談〕
 に是も悲田寺四のヶ所恒外の類大黒天の姿を摸し面をかぶり頭巾を着て民間の門々に歌ひ
 舞ふ年々嘉祝の詞を以て新作して唄ふ故に此唱歌をも大黒舞といふといへり按るに大黒舞
 の左義長より起る左義長の條に海音が淨るりに傾城ことこの起りより大黒舞の鳥追のと世上の
 さたにもものつたればといへるをみれば其時ありし世間の事を作り唄ひたりとみゆ〔歌舞伎
 事始〕に大坂の芝居の事をいひて又正月に至て大黒舞と云ものを兩人出てまふ本是美濃國
 より出る民家にて春のとぶきをなすにこれをうたふといへり美濃國大垣の人語りける、我國に舞ま
 ひと稱する者あり常に農人なり正五
 九月にハ札を配り歩行て米錢を乞ふ其札曆日のことを少々あるしてあり正月ハ肩衣を着大小の刀をさし人家の庭に立
 て其年の大小の月の數吉凶なきのこを云てありく是を又さんばやしとも呼まむ〔歌舞伎事始〕に云へる者は是にや
 乞食を學で出るものもありしとみえて〔世間胸算用〕に隣にの舞まひ住けるが元日より大黒
 舞に商賣を替ければ五文の而張貫の槌ひとつにて正月中の口過すれば此えぼしひたゝれ大
 口のいらぬものとして二匁七分の質に置いてゆるりと年を越ける〔梅津の長者の畫巻物〕に大黒
 が舞ふ處の詞に一に俵をふまへ云々〔夷曲集〕の序に大黒の能をきくに一に俵をふまへ二に
 につこと笑ひ三に三界の福壽を袋一はいにいれ云々〔雅筵醉狂集〕大黒の扇をもちて米五俵
 ふまへたる處の繪ふくろより扇めづらし米俵五ツいづもの圖にのかはりて大黒舞に五ツいづも
 の如くさある故なり
 其碩が〔賢女心粧〕京師河東裏借屋のことをいふ處夫ハ粟島大明神の御影で過れば女のおふ
 くの面をかけて大黒舞に出て女夫ゆるりと暮せば云々江戸にいたまゝ夷大黒をまねして
 來る乞丐あれども定りたる時ハなし定りてあるの吉原町へ正月六日より大よそ二月初迄も

大黒舞とて非人來て種々の物真似をなす大黒舞のかた計にて多の芝居狂言のまねをなすこれも近世始りたる事なり

春駒

春駒の〔故事要言〕に年の始に馬を作りて頭に戴き歌ひ舞ものこれを春駒と名けて都鄙ともあり是の禁中にて正月七日白馬を御覽の事ありこれを下にうけてま侍るにや内田順也が〔俳諧五節句〕に春駒是も萬歳樂に似て頭に馬の頭をいたゞき舞なり〔俳諧水鏡〕に春駒(俳)是まさいらくにて舞ものなり鳥追(同)と記したり然らば是も萬歳的一種にや諺に「春駒の夢に見るもよしといへり〔堀河百首題狂歌〕よみ人志らず「あづまより夜更てのぼる駒迎夢にみたゝに物のよく候〔東陽子〕に祇園神祭の節山城久世村より馬頭の木偶を持來る天より降し物にて祭禮第一の神寶といへり何に用ひし物にか飾馬の馬面などによ

〔通雅〕云、月令仲春祭馬祖、季春享先蠶、禁原蠶、爲傷馬也、云々、何子元曰、後世遂有蠶女兒、馬明菩薩、馬頭娘之說、見于中華〔古今注〕及〔搜神記〕〔乘異集〕何其妄また〔周禮〕馬質禁原蠶注、天文辰爲馬蠶、蠶爲龍精、月直大火蠶馬同氣、不能兩大、禁再蠶者爲傷馬、舊祀先蠶、與馬同祖、亦未可知、などあるをもて春駒の蠶を祀することゝするの非なり只その事の似つかはしきのみにあらず白馬節會の事によれりといへるの穩かなるべし

獅子舞

大神樂

代神樂

獅子舞の伊勢の吾鞍川より出るを學びて諸州に大神樂あり獅子舞のものと舞樂なるを山樂にとり神事に用ひたり大神樂といふことあればそれによりて名付たる歟また代神樂とも書るの代參り代垢離などの意にやあらむ〔昔々物語〕に七十年已前享保十七年にかくいふ

寛文中の大神宮御祓大神樂とて毎日江戸中徘徊あける有さま儀式正敷先へ鼻高き面をかぶりたる者直垂に白袴を着御幣を持って立其次に十四歳ばかりなる男子を美敷造り瓔珞を冠り長絹を着せ白袴を着中啓の扇を持右の手に鈴を持歩む三番に麻上下着たる男箱を持四番に布衣の装束着たる男其次に四ツ足附たる大長持の蓋を取て仰向にして置其上に獅子の頭をなをし中に太鼓を置一萬度の御祓を真中に立て御幣を立此長持四人か六人にて昇く者もみな淨衣烏帽子白きくゝり袴を着て囃子方左右に附笛小鼓大鼓拍子打合たる時右の瓔珞冠りたる舞子神樂を舞次第に拍子急に詰る誠にまんとして感にたゆる計なり其内の興にどうけ人の笑のため大鼓打烏帽子左右へ筋違てかぶり時々撥を空に投上などして是を大なるどうけとして見物の者興に入なり扱近年享保大神樂といふの人柄至極浮氣に見え大白衣大廣袖木綿布子巾廣の帯をして大白墮落に大脇差をさし尤大太鼓小太鼓笛の吹ども唱歌小歌の節に合せて吹獅子頭を持て是をかぶりてさまざま好色の興に小歌狂言のみにて獅子を馬にして惡所通ひの狂言などに移し若き男女の氣をそゝり立る様にどうけ下女下男に面白からずるのみ〔卜養狂歌〕伊勢かぐら曲大こをうつ所を繪にかきて歌よめと云いせだいかしらをちはやふるだいでんどんなるつらつきぞかし是又寛文頃の詠歌なり是を大な〔訓蒙圖彙〕に今勸進の代神樂の舞手の乙女もなく只鼓太鼓ことやうにたゝきたてゝ太鼓打のつらつき狂人のやうなるをみてうれしかるまかのみならず獅子か立て扇の手をつかひ一谷節で舞最珍敷こと共なり岡崎女郎といふまゝをどりなれば神慮のいか天和真享の頃、なごいへりされ此體になれり

寛永より明暦の頃までの書にのみな獨り立にて頭に獅子をかぶり腹に太鼓つけたるが街を走りありく初穂どりの男米錢を擔ひて添たるもあり長持かつがせたる大神樂の見えずおもふに寛文延寶頃始りしことゝのみえたり〔事跡合考〕に大神樂に伊勢派と尾張派と二派あり尾張熱田の地にも獅子頭の種類ありて是も獅子を舞し歩行を大神樂といふといへり今尾張派なごいふといふなり〔一代男〕に高原のはどりに居て龍頭をかつぎ熱田大明神のお初穂を申請にあし見えたり〔一見たり〕に高麗の地にも獅子頭を舞し歩行を大神樂といふといへり今尾張派なごいふといふなり〔一代男〕に高原のはどりに居て龍頭をかつぎ熱田大明神のお初穂を申請にあし見えたり

かしやると見えれば獅子まひも有しなるべし〔醒睡笑〕熱田の事をいふ處伊勢兩宮の如く禰宜あつまり袂にむすばれ錢をもらふことかまびすしといへり

越後獅子
角兵衛獅子

今の獅子舞のわやおり曲鞠さらまはしひらき萬度何くれと種々みな大神樂が所作となれり別に獅子考ありてそれに委しくいへれりこゝに略之

〔犬子集〕に三輪山て杉立するや春霞〔應筑波集〕獅子舞の大和國にありいつきて見ても見あかぬ三輪の杉立〔洛陽集〕杉立や赤熊かけたる下紅葉など見えたり杉立のわざ今大神樂のせず越後獅子のするとなり越後獅子を江戸に角兵衛獅子といふ越後にては蒲原郡より出るによりてかんばら獅子といふとぞ角兵衛獅子の恐らくは蒲原獅子の誤ならむ或人云武藏國氷川神社に古き獅子頭ありそのあたりの村里にて獅子舞をするに彼獅子頭を借て用ゆ往昔田樂の遺風にやその獅子頭の角に紋ありて御免天下一角兵衛作之と彫てありと云り然らば角兵衛の古代獅子頭作れる名工と見えたり天下といふ號の事〔信長記〕などに見えて其後停止せられきかの獅子頭そのかみの作なること知べしなといへれといかゝあらむ又

蜘蛛舞

都盧

ちやるめ
ちやらほ
ちやらほ
ちやらほ
チャレン
ラ

〔四神地名録〕猿が俣の條二郷半戸ヶ崎村なる獅子頭〔房總志料〕長狹郡不動の祭の獅子舞みな越後獅子と同じものなり東國に處々にありしものと見ゆ

蜘蛛舞都盧、チャルメラ、輪のけ、幻術、 神事舞

蜘蛛舞の〔見聞集〕によし原に傾城町を立る條に能かぶきの舞臺を立置毎日ぶがくをなして是をみせける此外勸進舞蜘蛛獅子まひ云々〔雍州府志〕四條河原の條下、傀儡之外、雲舞并幻術、連飛、輪脱、緒小桶、水操云々見ゆ〔事物紀原〕に百戲の秦漢のとき曼衍の戲より起る後に高組、吞刀、履火、尋樞等あり一云都盧尋樞と稱す都盧の山の名その處の人よく竿に縁て百戲すといへりくもまひといふ名古き者に見えず〔尤の草子〕に輕き者の内まふ者の内にくもまひ有り〔油澤〕にあふなくもありめでたくもあり蜘蛛舞の芝居で金や拾ふらん〔紀原〕に高組伎の今戲繩といふ者にて索に上るなりといへりつなわたりの輕わざなり蜘蛛の糸を引はへるさまに似たれば名づくるにや然らば雲舞と書ひ當らず少納言信西が傳來したる唐舞の圖に此伎なぞ見えたりこの古へもこれを學べること有しなるべし延寶天和の頃堺町芝居番付に日下開山かきね 龍王連之丞茶盧市之進また飛龍勝之丞ちやるめといふありこの茶盧といふ都盧の訛とみゆ又おもふに今輕わざの鳴ものを用る銅角をチャルメラといふこの茶盧これと混じてチャラホコといふ 盧又今えふれぬ浮言といふをチャラホコといふも是なり者 噀囉の轉訛にや清俗に銅角一名噀囉といへりきてハ唯ホラなふくこもいへり又くちばこもいふこもハ 長崎歳時記に當所にて噀唎を吹く者の唐人葬送のことあればこれを吹て柩のあとに付添

寛永より明暦の頃までの畫にのみな獨り立にて頭に獅子をかぶり腹に太鼓つけたるが街を走りありく初穂どりの男米錢を擔ひて添たるもあり長持かつがせたる大神樂の見えずおもふに寛文延寶頃始りしことゝのみえたり〔事跡合考〕に大神樂に伊勢派と尾張派と二派あり尾張熱田の地にも獅子頭ししごいふいなの一種ありて是も獅子を舞し歩行を大神樂といふといへり尾張今も派な見たり〔一代男〕に高原のほとりに居て龍頭をかつぎ熱田大明神のお初穂を申請にあらかしやると見えれば獅子まひも有しなるべし〔醒睡笑〕熱田の事をいふ處伊勢兩宮の如く禰宜あつまり袂にむすばれ錢をもらふことかまびすしいへり
今の獅子舞のわやおり曲鞠さらまはしひらき萬度何くれと種々みな大神樂が所作となれり別に獅子考ありてそれに委しくいへれりこゝに略之

越後獅子
角兵衛獅子

〔犬子集〕に「三輪山て杉立するや春霞〔應筑波集〕獅子舞の 大和國にありいつきて見ても見あかぬ三輪の杉立〔洛陽集〕杉立や赤熊かけたる下紅葉など見えたり杉立のわざ今大神樂のせず越後獅子のするとなり越後獅子を江戸に角兵衛獅子といふ越後にて蒲原郡より出るによりてかんばら獅子といふとぞ角兵衛獅子の恐らく蒲原獅子の誤ならむ或人云武藏國氷川神社に古き獅子頭ありそのあたりの村里にて獅子舞をするに彼獅子頭を借て用ゆ往昔田樂の遺風にやその獅子頭の角に紋ありて御免天下一角兵衛作之と彫てありと云り然らば角兵衛の古代獅子頭作れる名工と見えたり天下第一といふ號の事〔信長記〕などに見えて其後停止せられきかの獅子頭そのかみの作なること知べしなといへれどいかゝあらむ又

〔四神地名録〕猿が俣の條二郷半戸ヶ崎村なる獅子頭〔房總志料〕長狹郡不動の祭の獅子舞みな越後獅子と同じものなり東國に處處にありしものと見ゆ

蜘蛛舞都盧、チャルメラ、輪わけ、幻術、 神事舞

蜘蛛舞の〔見聞集〕によし原に傾城町を立る條に能かぶきの舞臺を立置毎日ぶがくをなして是をみせける此外勸進舞蜘蛛獅子まひ云々〔雍州府志〕四條河原の條下、傀儡之外、雲舞并幻術、連飛、輪脱、緒小桶、水操云々見ゆ〔事物紀原〕に百戲の秦漢のとき曼衍の戲より起る後に高組、吞刀、履火、尋樞等あり一云都盧尋樞と稱す都盧の山の名その處の人よく竿に縁て百戲すといへりくもまひといふ名古き者に見えず〔尤の草子〕に輕き者の内まふ者の内にくもまひ有り〔油滓〕にあふなくもありめでたくもあり蜘蛛の芝居で金や拾ふらん〔紀原〕に高組伎の今戲繩といふ者にて索に上るなりといへりつなわたりの輕わざなり蜘蛛の糸を引はへるさまに似たれば名づくるにや然らば雲舞と書ひ當らず少納言信西が傳來したる唐舞の圖に此伎なぞ見えたりこの古へもこれを學べること有しなるべし延寶天和の頃堺町芝居番付に日下開山かき龍王連之丞茶廬市之進また飛龍勝之丞ちやるれんまんなといふありこの茶廬といふ都盧の訛とみゆ又おもふに今輕わざの鳴ものを用る銅角をチャルメラといふこの茶廬時羅の轉訛にや清俗に銅角一名時羅といへり又今えられぬ浮言といふをチャラホラといふも是なり省これと混じてチャラホラといふはいよくわからぬ言となれり〔長崎歲時記〕に當所にて噴吶を吹く者の唐人葬送のことあればこれを吹て柩のあとに付添

ちやるめ
ちやらほ
ちやらほ
チャナン

故に唐人年々其謝儀を出すこのチャンメラ吹正月申噴小銅鑼片張たいこを以てはやし立市中家々に錢を乞といへり他人隨意にチャンメラ吹ありくことを禁ず元來喇吧號笛銅鑼等の漢土にて行軍の具なりこの故にもと統軍の官ならねば用ることならぬものなるを後世に至りての文官も用ることとなり遂に士庶人僧道までもこれを用るの法禁ゆるまらしなりと

〔日知録〕にもいへり

輕業
緒小桶
幻術

高九蚶が〔醋徳頌〕に蛛舞の骨をやはらげて都に輕業の鷺之助の女ども見え男也けりといへるの女のかるわざなるべし〔雍州府志〕に并べ舉たる中に緒小桶といかなる伎にかあらん緒桶の内に入てなくなりなどする隱形の術にや幻術の目くらましなり天文弘治の頃大和國に果心居士といふもの有て奇怪き事をあたるとし諸書にみゆそれらの類近く貞享元祿の頃鹽屋長次郎といへる放下師太刀かたな又牛馬をも吞でみするものあり其頃江戸にも來り堺町に出て大に行はれしとぞ言水が句に「朝霧やさても富士のむ長次郎連飛あるひの蓮飛とも書りいづれか辨へがたし〔洛陽集〕延寶中に「輕藝の蓮の實よりも事起れり真正〔歌舞伎事始〕に蓮飛唐人與左衛門今いなしと見えたり又田樂の曲に鷺足にのりて飛ことあり〔閑田耕筆〕に彼が木をのぼりてれん飛とやらむいふとするに似たれば田樂と名づくるのみ世にあるととなりぬ然らば田樂の曲の名にやさきながらまきりに飛の義にはあらで蓮の實のかたなるべし〔一代男〕に賣女やうの者を多くいふ處品川のれんとび白山さんさきのえしれぬものどあり是れんとびの名をかりて呼べるよしあるにや又いかるわざの女なるか知がたし

れんこび

輪ぬけ
水がらく

人馬

又小兒の玩物にも此名見えたり〔娘容氣〕と云ふ艸子にちいさい時親父の巾着錢とりてれんとび買しとあり輕わさ人形にや風來が〔放屁論〕に中にも險竿カハツサの大當り無三飛新藏が體の龍骨車のめぐるが如く早飛梅之丞が一本綱の五體を天へ釣かど疑ふこれ又連飛の名のうせたり輪ぬけの籠脱もおなじわざなり水操とい水がらくりをいへるにや〔洛陽集〕鼠戸や萩の上風水からくり琴風からくりの水音鼠戸に聞ゆるなるへし漢土にいはを水嬉といふ其内〔癸辛雜識後集〕呈水嬉者、以髹漆大斛滿貯水、以小銅鑼爲節、凡龜鼈鰈魚皆以名呼之、即浮水面戴戲具而舞、舞罷即沈、別復呼其他、次第呈伎焉、などあやつりならぬをもいへり總てみせもの〔東海道名所記〕にこびき町のかたへ行たれば喜太夫が淨るり其外實かうをか賣類賣形の物をみする又〔雍州府志〕に四條珍禽奇獸或矮人長女、又施雜品藝術者各開場、是近世之流風也これ天和中の有さまなりこの頃より今の如くにて有しと見ゆ元文五年庚申閏七月廿四日町觸に近來人馬と申さまく曲いたし人を集候に付真似る者も多く其内に人柄不宜者も仕習候いゝ不埒成義も出來可申に付向後人馬其外輕業等之曲致候儀停止に申付候事とあり人馬の何のわざなることを知す思ふに籠ぬけなどするを人馬ともいふべくや〔列子〕に燕戲張湛が注に如今之絶倒投狹者とあるの籠ぬけの類なり

〔文選〕三都賦注に孫荆王能反腰帖地脚得席上玉簪これ今もある戲なり又〔唐書廿二〕禮樂志睿宗時婆羅門國獻人倒行以足舞云々〔同書廿一〕高麗伎云々胡旋舞舞者立毬上旋轉如風また唐段安節〔樂府雜錄〕に舞有骨塵舞胡旋舞俱於一小圓毬子上舞、縱橫騰踏兩足終不離

十二座神樂

神事舞

於毬子上其妙如此也、といへり〔唐書〕に骨塵舞の名目見えず思ふに骨塵舞の胡旋舞の轉音なるべし段安節が二舞と云たるの恐らくの誤ならむさて此伎の前の反また逆だちなど、の異にして唯ひたすら旋るわざとみゆ此舞の田村八太夫が神事舞の曲に似たり享保十三年戊申三月十一日〔役所日記〕神事舞太夫當四月朔日より七月晦日まで町中相對勸化御免之趣申渡さあり其頃よりして今に青襖の札といふもの江戶町中の番やに配り初穂とさるこゝあり文政七年の頃兩國廣小路にて觀場に出その頃神田明神祭禮舞物にも出たり

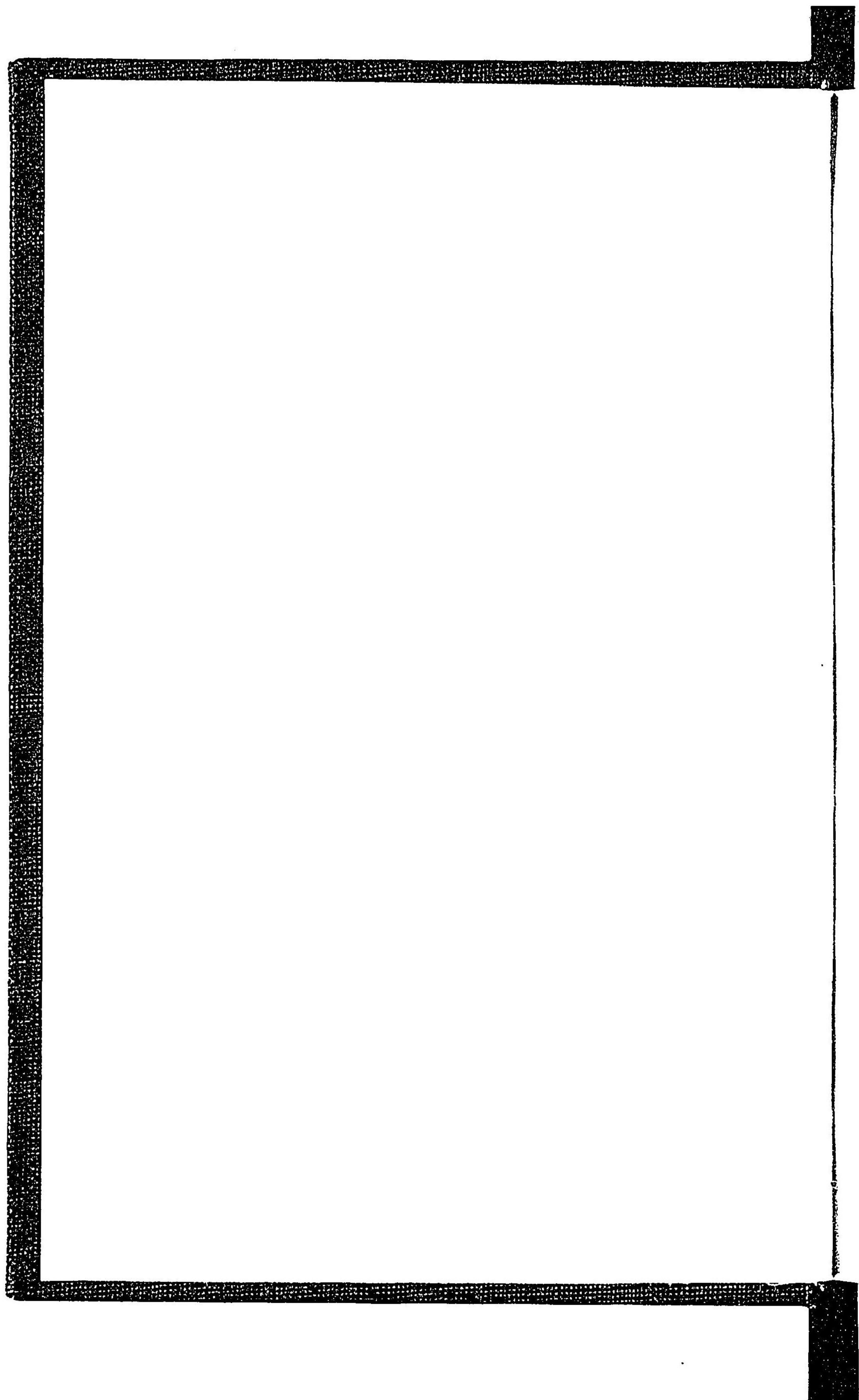
十二座神樂神事舞の今の十二座のかぐら也もと神祭に猿樂を催すの大方の上み方の神社なり遠國にこれを雇ふこと容易からず但し江戸神田明神の昔より神事能とてこれ有しとぞ北條以後暮松太夫上方より下り江戸に住てこの神事能をつとめしが其者没して寶生太夫これをつとむ暮松が子孫の大神樂打の頭となれりとなむ思ふに田村八太夫の暮松が子孫なる歟享保十二年丁未三月菊岡沾涼湯島天神宮社にて歟萬句合連歌師文藝十二座のおこりや花の神慮

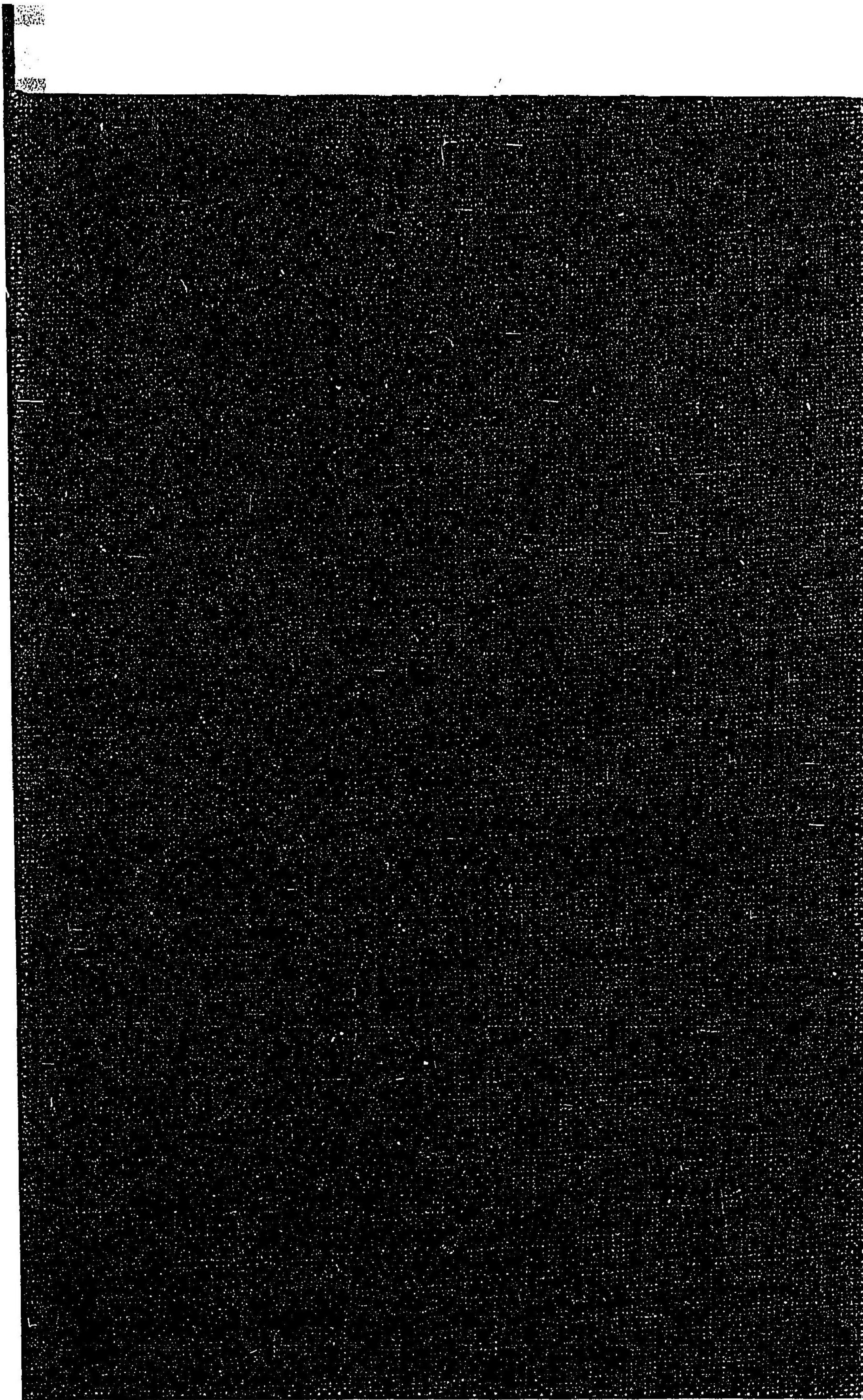
神事舞太夫當時の田村八太夫淺草寺三社堂の祭禮を預りビンザ、ラなどのことをもつとむと云り元祿年中より大黒の像竈神青襖像繪馬都合三枚札支配下の者共在々に配申候いまだ御當地にの相配不申候竈神青襖札一枚ツ、江戸御町中相對を以て年々正五九月私方より相配申度元文二年巳八月十八日奉願候處其通被仰付夫より年々配來候處巡行仕候兩人之者共老衰仕寶曆年中より江戸御町中巡行仕候事中絶仕候由乍然蒙御免候儀に御座候間淺草御町中年々巡行仕札相配申候何卒先規之通正五九月江戸御町中私爲名代淺野丈之進八坂主水と申者巡行爲仕竈神青襖札相對を以て相配申度段天明八年申十二月晦日先々八太夫奉願候處翌寛政元酉年二月十八日願之通被仰付是迄正五九月前月番様へ御届申上

札配巡行仕來候處御町中御觸被仰付被下置候より十八ヶ年餘に相成候故町方町役之者追々相替り御觸之様子不相辨勸化之様に相心得候者も有之候間札配巡行不行届難澁仕候且又名代之者老衰仕候に付遠藤帶刀昌津織部を私爲名代、札配巡行仕度奉存候何卒先々之通差支無御座候様御町觸被仰付被下置候様奉願上候云々文化四年丁卯十月四日寺社方へ出したる願書之略なり其札の出世開運大吉利市火除守竈神火除神秘青襖御札習合神道夫願田村八太夫按るに青襖との竈神と云故青烟の意にやかまどの煙によれるならん是も阿須波の神なるべし是も竈神も大年の神の御子なれども阿須波神竈神の二神にて別なり阿須波の神の庭の神なりされと混しても申すにや庭に竈神と共に祭りし神なり人家に必ず祭らで叶はぬ神なり〔萬葉集廿〕爾波奈加能阿須波乃可美爾古志波佐之などよめり

6261

THE
LIBRARY
OF THE
MUSEUM
OF
COMPARATIVE ZOOLOGY
AND ANATOMY
HARVARD UNIVERSITY





031.2
Kc297k

101805-001-1

031.2-Ki297k

嬉遊笑覽

喜多村 信節/編

M36

EAE-0069



